

令和7年度
業務概要



福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

令和7年6月

目 次

はじめに

I 宗像・遠賀保健福祉環境事務所の概要

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 管内の概況 | 1 |
| 2 | 沿革・管内図 | 1 |
| 3 | 組織の概要 | 3 |
| 4 | 附属機関 | 5 |
| 5 | 定期業務・一般健康相談等 | 6 |

II 総務企画

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| 1 | 総務業務 | 7 |
| 2 | 医務業務 | 7 |
| 3 | 薬務業務 | 9 |
| 4 | 厚生統計業務 | 10 |
| 5 | 市町村等地域保健活動支援業務 | 11 |
| 6 | 保健・医療・福祉関係従事者養成にかかる実習生等の受入れ業務 | 11 |
| 7 | 健康危機管理 | 11 |
| 8 | 総合相談窓口業務 | 12 |
| 9 | 医療従事者人権研修業務 | 12 |
| 10 | 民生委員・児童委員業務 | 12 |
| 11 | 戦傷病者、戦没者遺族等援護法等の施行業務 | 13 |
| 12 | 日本赤十字社業務 | 13 |
| 13 | 移動保健所業務 | 13 |

III 健康増進

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 難病対策事業 | 14 |
| 2 | 肝炎治療特別促進事業 | 16 |
| 3 | 栄養改善事業 | 17 |
| 4 | 健康増進業務 | 20 |
| 5 | 原爆被爆者援護業務 | 23 |
| 6 | 母子保健業務 | 23 |
| 7 | 在宅医療推進事業 | 25 |
| 8 | 精神保健福祉業務 | 28 |

IV 保健衛生

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 食品衛生業務 | 36 |
| 2 | 動物関係業務 | 39 |
| 3 | 生活衛生業務 | 40 |
| 4 | 水道業務 | 41 |
| 5 | 結核対策事業 | 42 |
| 6 | 感染症対策事業 | 43 |

V 社会福祉

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 児童福祉業務 | 47 |
| 2 | 母子・父子・寡婦福祉及び婦人相談業務 | 48 |
| 3 | 介護保険業務 | 49 |
| 4 | 高齢者福祉業務 | 49 |
| 5 | 障がい福祉業務 | 50 |

| | | | |
|------|-------------------------|-------|----|
| VI | 生活保護 | | |
| 1 | 生活保護業務 | | 52 |
| VII | 環境保全 | | |
| 1 | 脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築業務 | | 55 |
| 2 | 鳥獣保護業務 | | 55 |
| 3 | 自然公園、温泉業務 | | 56 |
| 4 | 浄化槽業務 | | 57 |
| 5 | 環境保全対策業務 | | 59 |
| 6 | 廃棄物対策業務 | | 61 |
| VIII | 衛生の指標 | | |
| 1 | 人口の概況 | | 62 |
| 2 | 人口の推移 | | 62 |
| 3 | 高齢化 | | 63 |
| 4 | 人口動態総覧 | | 64 |
| 5 | 出生 | | 65 |
| 6 | 死亡 | | 66 |
| 7 | 婚姻と離婚 | | 67 |
| 8 | 主要死因 | | 68 |

I 宗像・遠賀保健福祉環境事務所の概要

1 管内の概況

当事務所は、平成21年10月1日に宗像保健福祉環境事務所、遠賀保健福祉環境事務所及び粕屋保健福祉環境事務所の環境部門が統合し、旧宗像保健福祉環境事務所を本庁舎、旧遠賀保健福祉環境事務所を分庁舎とする「福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所」として新たなスタートを切った。

管内は、中間市、宗像市、福津市及び遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）の3市4町から構成される。なお環境部門については、これに古賀市及び糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）1市7町を加えて、4市11町を管内としている。

宗像及び遠賀中間地区は、福岡県の北部で、北九州市と福岡市の両政令指定都市の近隣に位置し、東は北九州市八幡西区、南は鞍手町、宮若市、西は古賀市と接し、北は玄界灘、響灘に面している。特に福津市、宗像市及び岡垣町の海岸一帯は玄海国定公園に指定され、風光明媚な自然景観を形成している。遠賀郡及び中間市には一級河川の遠賀川が流れている。

気候は、冬季は北西の季節風が吹きつける日本海型気候の特徴が見られるが、年間を通してみると温暖である。

交通は、管内を東西に横断するJR鹿児島本線や国道3号線、及びJR筑豊本線、筑豊電気鉄道や国道495号により二大都市への交通アクセスが充実している。

| | 面積 (km ²) | 人口 (人) | 人口の年齢別構成 (%) | | |
|-------|-----------------------|-----------|--------------|---------|-------|
| | | | 0～14歳 | 15歳～64歳 | 65歳以上 |
| 福岡県 | 4,987.66 | 5,083,165 | 12.7 | 58.6 | 28.7 |
| 宗像・遠賀 | 282.04 | 292,699 | 13.5 | 54.3 | 32.2 |

※上記数字は、環境部門の1市7町を除く。

※面積は、「国土地理院調査」令和7年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)。

※人口は、「福岡県 人口移動調査」結果による(令和7年4月1日現在)。

2 沿革

| 【本庁舎】 | 【分庁舎】 |
|---|---|
| 昭和19年 東郷保健所開設 | 昭和19年 折尾保健所開設 |
| 昭和25年 ・東郷保健所を宗像保健所に改称 ・宗像保健所庁舎新築移転 (宗像市大字東郷字沼の元) | 昭和25年 現生活保護法公布施行 |
| 昭和30年 地方事務所廃止に伴い、北筑前福祉事務所となる (福岡市大字箱崎上川面) | 昭和26年 ・生活保護業務の町村から県への移管に伴い遠賀地方事務所民生課設置 ・折尾保健所を遠賀保健所に改称 遠賀保健所 新築移転(八幡市折尾町) |
| 昭和44年 北筑前福祉事務所、庁舎新築移転(福岡市貝塚) | 昭和30年 地方事務所廃止に伴い、遠賀福祉事務所となる(八幡市) |
| 昭和63年 ・粕屋総合庁舎が完成(福岡市東区箱崎) 北筑前福祉事務所、同庁舎へ移転 ・宗像総合庁舎完成(宗像市大字東郷) 宗像保健所、宗像総合庁舎に移転 | 昭和37年 遠賀保健所庁舎焼失 |
| 平成14年 宗像保健所と北筑前福祉事務所の一部(生活保護業務：福岡町、津屋崎町)が統合、宗像保健福祉環境事務所となる | 昭和39年 遠賀保健所、庁舎新築移転(遠賀郡水巻町頃末) |
| 平成21年10月1日 宗像保健福祉環境事務所と遠賀保健福祉環境事務所が統合し、宗像・遠賀保健福祉環境事務所となる。同時に環境部門では、古賀市・糟屋郡を含む管轄となる。 本庁舎：総務、保健、医療、環境 分庁舎：社会福祉、生活保護 | 昭和56年 八幡総合庁舎完成、遠賀福祉事務所、同庁舎へ移転 (北九州市八幡西区則松) |
| | 昭和57年 遠賀保健所、庁舎新築移転(遠賀郡水巻町吉田西) |
| | 平成14年 遠賀保健所と遠賀福祉事務所が統合、遠賀保健福祉環境事務所となる |

保健・福祉部門 (3市4町)

宗像・遠賀 保健福祉環境事務所

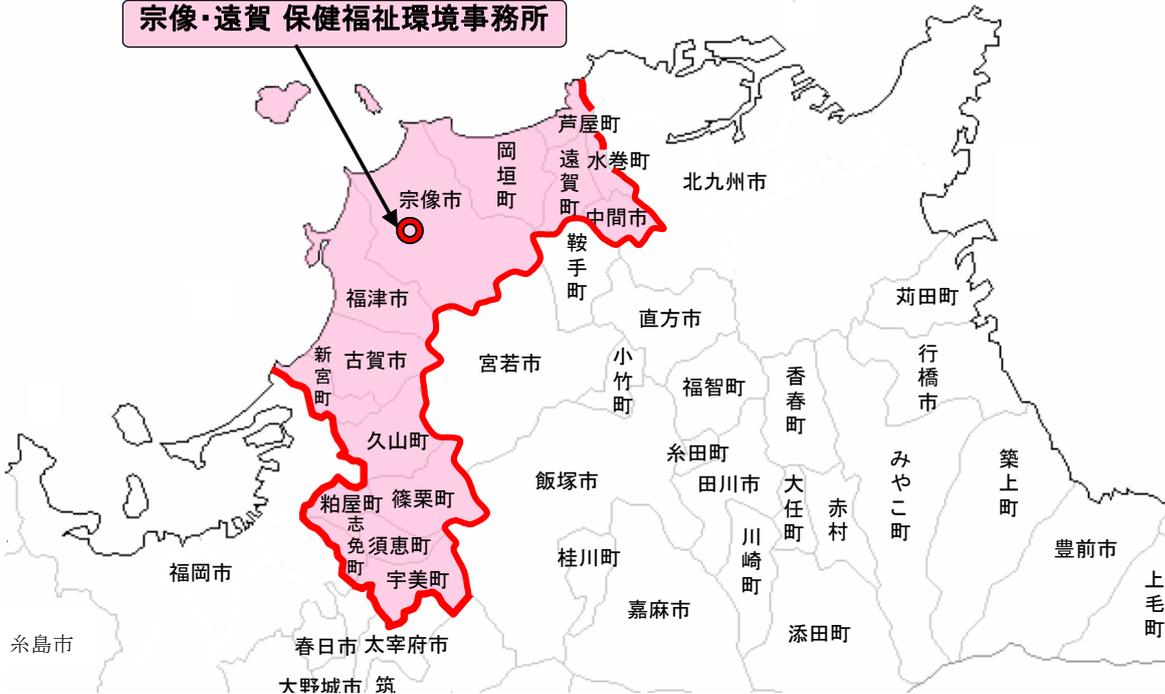
本庁舎

分庁舎



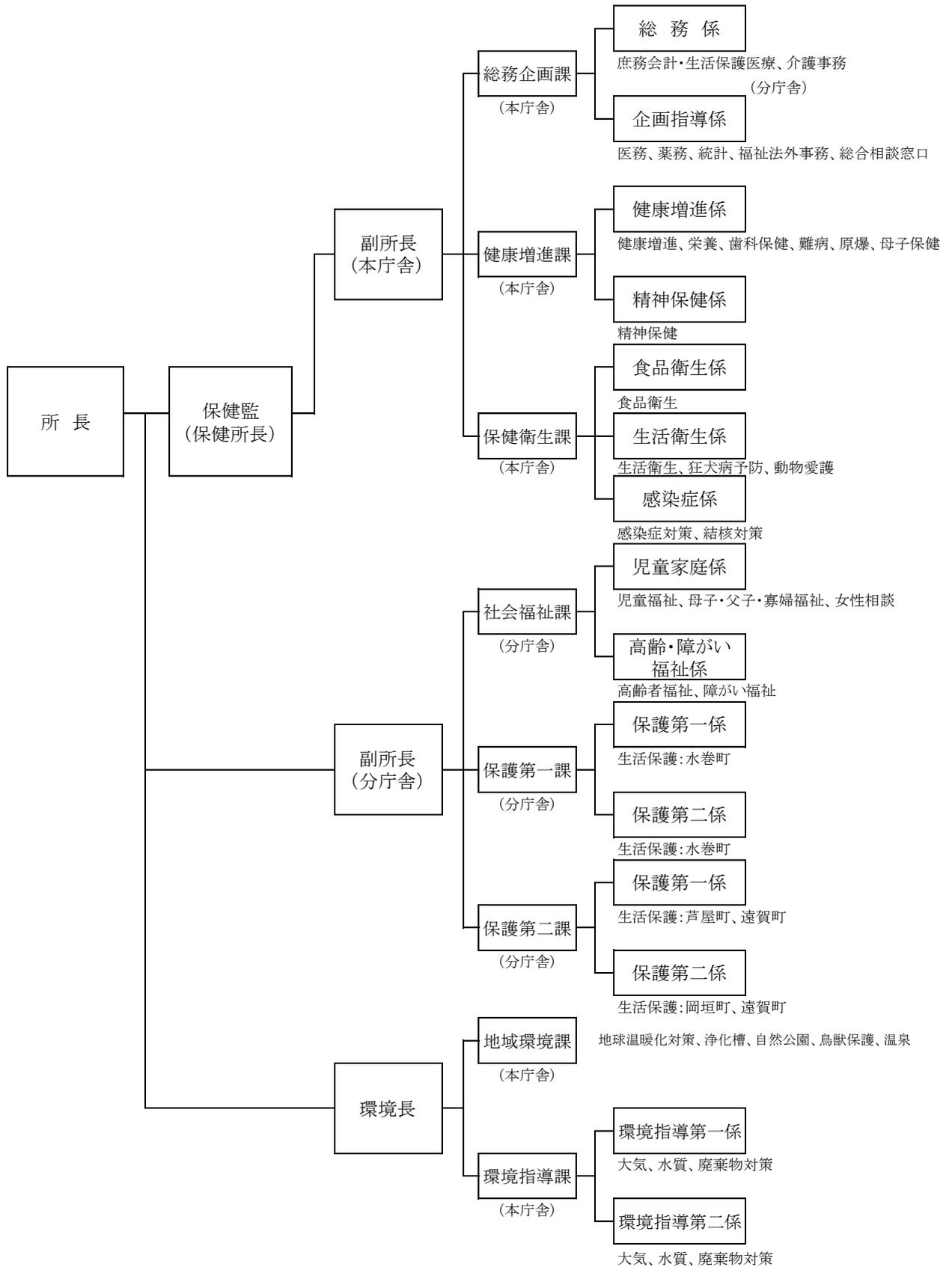
環境部門 (4市11町)

宗像・遠賀 保健福祉環境事務所



3 組織の概要

(1) 組織構成及び分掌事務



(2) 職員数

(令和7年5月1日現在)

| 区分 | 職員数 | 所長 | 保健監 | 副所長 | 環境長 | 総務企画課 | 健康増進課 | 保健衛生課 | 社会福祉課 | 保護第一課 | 保護第二課 | 地域環境課 | 環境指導課 |
|-----------|-----|----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般事務 | 69 | 1 | | 2 | | 13 | 2 | 2 | 11 | 17 | 17 | 2 | 2 |
| 医師 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | |
| 獣医師 | 5 | | | | | | | 5 | | | | | |
| 化学 | 6 | | | | 1 | | | | | | | | 5 |
| 薬剤師 | 12 | | | | | 2 | | 5 | | | | 2 | 3 |
| 診療放射線技師 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | |
| 臨床検査技師 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 管理栄養士 | 2 | | | | | | 2 | | | | | | |
| 保健師 | 22 | | | | | 1 | 14 | 7 | | | | | |
| 助産師 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 庁務 | 2 | | | | | 2 | | | | | | | |
| 運転士 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 動物愛護管理技術員 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | |
| 計 | 121 | 1 | 1 | 2 | 1 | 18 | 18 | 21 | 11 | 17 | 17 | 4 | 10 |

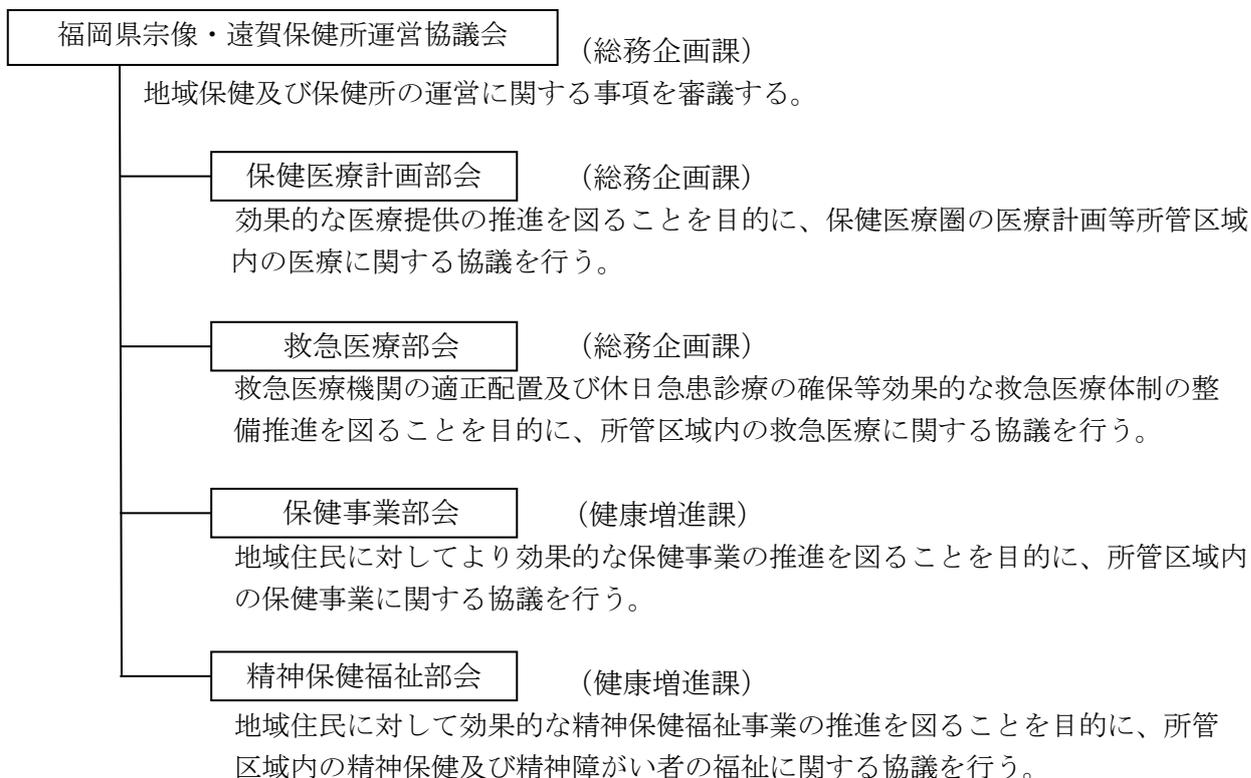
* 職員数は、定数ではなく配置職員数である。

(現に勤務していない育児休業中の職員等を含み、会計年度任用職員、臨時職員及び非常勤嘱託職員を除く。)

4 附属機関

地域保健法第11条の規定に基づき、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所に、附属機関として福岡県宗像・遠賀保健所運営協議会を置いている。

福岡県宗像・遠賀保健所運営協議会及び部会組織図



令和6年度保健所運営協議会及び各部会開催状況

| 名称 | 開催日・場所 | 議題 |
|---------------|-----------------------------|---|
| 宗像・遠賀保健所運営協議会 | 令和6年10月23日 宗像総合庁舎 (大会議室) | ○ 令和6年度保健所運営協議会部会報告 ○ 令和6年度主要事業 |
| 救急医療部会 | 令和6年8月20日 宗像総合庁舎 (大会議室) | ○ 福岡県及び当所管内の救急医療体制の概要 ○ 救急の日に係る啓発 ○ 管内の急患センター及び休日急病センターの状況 ○ 管内の歯科救急医療 ○ 管内各消防本部の救急統計 |
| 保健事業部会 | 令和6年8月22日 宗像総合庁舎 (大会議室) | ○ 令和5年度事業報告 ○ 令和6年度事業計画 (案) ○ 災害に対する平時からの備えについて ○ 糖尿病性腎症重症化予防対策について |
| 精神保健福祉部会 | 令和6年8月2日 宗像総合庁舎 (大会議室) | ○ 令和5年度事業報告 ○ 令和6年度事業計画 (案) ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について ○ 自殺対策について |
| 保健医療計画部会 | 令和6年度 開催なし | — |

5 定期業務・一般健康相談等

(令和7年4月1日現在)

| 項目 | 本庁舎 | | 分庁舎 | | 問合せ先 | |
|--|------------------------------------|-------|----------------------|-----|--|--------------------------------|
| | 日時 | 備考 | 日時 | 備考 | | |
| 難病相談 (指定難病等の申請手続きや、難病患者・家族の療養相談) | 月～金曜日 8:30～17:00 | 随時 | 月～金曜日 10:00～16:00 | 予約制 | 健康増進課 健康増進係 0940-36-2366 | |
| 相談専用電話 0940-36-7000 | 月～金曜日 9:00～12:00/13:00～16:00 | | | | | |
| B型・C型肝炎に関する相談 | 月～金曜日 8:30～17:00 | 随時 | 月～金曜日 10:00～16:00 | 予約制 | | |
| 乳幼児発達診査 | 年3回 9:00～12:00 | 予約制 | 年4回 13:00～16:00 | 予約制 | | |
| 不妊・不育と性の相談 | 月～金曜日 8:30～16:00 | 随時 | / | | | |
| 相談専用電話 0940-37-4070 | | | | | | |
| 栄養相談 | 月～金曜日 8:30～17:00 | 予約制 | 予約時に日程調整 | 予約制 | | |
| こころの健康相談 (精神保健福祉相談) | 第1・2水曜日、第3火曜日、第4木曜日 13:00～15:00 | 予約制 | 予約時に日程調整 | 予約制 | | 健康増進課 精神保健係 0940-36-2473 |
| 飼犬・飼猫の引き取り(有料) ※所有者の都合による引き取りは行っていません | 月・木曜日 8:30～17:00 | 要事前相談 | / | | | 保健衛生課 生活衛生係 0940-47-0344 |
| 特定感染症相談・検査 (エイズ・梅毒・性器クラミジア感染症・淋菌感染症) | 火曜日 9:30～11:00 | 予約制 | | | | 第1月曜日 14:00～15:00 |
| 生活保護の相談 (遠賀分庁舎のみ) | / | | 月～金曜日 8:30～17:00 | 随時 | 保護課 093-201-4186 093-201-4187 | |
| 母子・父子寡婦福祉、女性相談、児童福祉 | | | 月～金曜日 8:30～17:00 | 予約制 | 月～金曜日 8:30～17:00 | 随時 |
| ふくおか・まごころ駐車場 | 月～金曜日 8:30～17:00 | 随時 | 月～金曜日 8:30～17:00 | 随時 | 社会福祉課 093-201-4162 総務企画課 0940-36-2045 | |

*年末年始及び土・日・祝祭日は閉庁

各課電話及びその他問合せ電話番号一覧

| 【本庁舎】 | | 【分庁舎】 | |
|----------------|--------------|------------------------|--------------|
| 総務企画課 | 0940-36-2045 | 社会福祉課 | 093-201-4162 |
| 健康増進課 健康増進係 | 0940-36-2366 | 医療扶助・相談デスク | 093-201-4161 |
| 難病ホットライン | 0940-36-7000 | | |
| 不妊・不育と性の相談センター | 0940-37-4070 | | |
| 健康増進課 精神保健係 | 0940-36-2473 | 保護第一課 (水巻町) | 093-201-4186 |
| 保健衛生課 食品衛生係 | 0940-36-3318 | 保護第二課 (芦屋町・岡垣町・遠賀町) | 093-201-4187 |
| 保健衛生課 生活衛生係 | 0940-47-0344 | | |
| 保健衛生課 感染症係 | 0940-36-6098 | | |
| 地域環境課 | 0940-36-2475 | | |
| 環境指導課 | 0940-36-6322 | | |

Ⅱ 総務企画

1 総務業務

- (1) 庶務及び財務会計事務
人事、服務、文書管理等所の運営に必要な事務及び財務会計に関する事務を行っている。
- (2) 生活保護法における医療扶助、介護扶助及び経理事務
生活保護法に基づく医療券及び介護券等の発行事務、その他保護金品の給付並びに保護施設に関する事務を行っている。

2 医務業務

医療法等の規定に基づき、地域における適正な医療提供体制を確保し、医療の質の向上を図ることを目的に、医療機関から提出される種々の許可申請、届出等の事務処理を行うとともに、立入検査等において医療機関の人員、構造設備等の状況を把握し必要な指導を行っている。

- (1) 医療機関及び病床数

(令和7年3月31日現在)

| 市町名 | 医療機関数（施設） | | | | | 病床数（床） | | | |
|-----|-----------|-------|-------|-----|-----|--------|------|-------|-------|
| | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 助産所 | 計 | 一般病床 | 療養病床 | 精神科病床 | 計 |
| 中間市 | 1 | 30 | 25 | 3 | 59 | 170 | 49 | 0 | 219 |
| 宗像市 | 8 | 65 | 48 | 8 | 129 | 512 | 307 | 468 | 1,287 |
| 福津市 | 5 | 45 | 35 | 3 | 88 | 440 | 160 | 500 | 1,100 |
| 芦屋町 | 1 | 9 | 4 | 1 | 15 | 117 | 32 | 0 | 149 |
| 水巻町 | 3 | 22 | 16 | 1 | 42 | 352 | 68 | 0 | 420 |
| 岡垣町 | 2 | 24 | 10 | 1 | 37 | 118 | 0 | 360 | 478 |
| 遠賀町 | 4 | 11 | 8 | 0 | 23 | 238 | 94 | 0 | 332 |
| 合計 | 24 | 206 | 146 | 17 | 393 | 1,947 | 710 | 1,328 | 3,985 |

- (2) 医療機関立入検査
医療法第25条の規定に基づき、病院、診療所及び助産所の立入検査を実施している。
病院については、毎年度、全ての施設（24施設）に対し立入検査を実施している。令和6年度は、11月～1月に実施した。
診療所については、有床診療所は3年に1回、無床診療所及び歯科診療所は5年に1回で立入検査を実施している。令和6年度は60施設を対象に7月～9月に実施した。
助産所については、出張のみの業務を行う助産所を除く施設を対象に3年に1回の頻度で立入検査を実施しているが、令和6年度は対象となる施設はなかった。
- (3) 医療従事者の免許事務
医師・看護師等医療従事者の免許申請事務を行っている。
申請内容及び件数については、次のとおりである。

(令和6年度)

| 職種 | 新規 | 書換 | 再交付 | 抹消 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|----|-----|
| 医師 | 6 | 1 | 1 | | 8 |
| 歯科医師 | 2 | | | | 2 |
| 薬剤師 | 9 | 9 | 1 | 1 | 20 |
| 作業療法士 | 15 | 8 | 2 | | 25 |
| 理学療法士 | 34 | 6 | 3 | | 43 |
| 診療放射線技師 | 8 | 3 | | | 11 |
| 臨床検査技師 | 3 | | | 1 | 4 |
| 視能訓練士 | | | | | 0 |
| 看護師 | 152 | 90 | 12 | | 254 |
| 保健師 | 9 | 13 | | | 22 |
| 助産師 | 3 | 4 | | | 7 |
| 管理栄養士 | 19 | 22 | 1 | | 42 |
| 栄養士 | 13 | 17 | 1 | | 31 |
| 准看護師 | 60 | 16 | 8 | | 84 |
| 合計 | 333 | 189 | 29 | 2 | 553 |

(4) 救急医療

ア 救急医療体制

事故や急病による傷病者に対する救急医療の確保にあたり、救急告示病院（知事が認定、3年毎に更新）の認定手続きを行っている。

(令和7年3月31日現在)

| | 宗像地域 | 遠賀中間（北九州）地域 | |
|--------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|
| 救急告示病院 (二次救急医療) | 宗像医師会病院（宗像市） | 新中間病院（中間市） | 芦屋中央病院（芦屋町） |
| | 蜂須賀病院（宗像市） | 福岡新水巻病院 (水巻町) | 水北第一病院（水巻町） |
| | 宗像水光会総合病院 (福津市) | 医療法人健愛会 健愛記念病院（遠賀町） | 遠賀中間医師会 おんが病院（遠賀町） |

【参考】初期救急医療；宗像地区急患センター、遠賀中間休日急病センター

イ 救急の日及び救急医療週間

救急医療及び救急業務に対する正しい認識を深めるとともに救急医療関係者の意識の高揚を図るため、国が定めた「救急の日（9月9日）」及び「救急医療週間（9月8日から9月14日まで）」に合わせ、啓発資材の配布等を行った。

ウ 自動体外式除細動器（AED）講習会

平成16年7月1日から、医療従事者以外の者についても必要な講習を受けていること等を条件に、自動体外式除細動器（AED）の使用が認められた。そのため、広くAED使用の普及を図ることを目的に、基本的心肺蘇生処置を含めた講習会を行っている。

| 実施日 | 場 所 | 内 容 | 参加者 |
|-----------------|------------------|-----------------------------|---------|
| 令和7年 3月5日（水） | 宗像総合庁舎 (大会議室) | ・心肺蘇生法 ・AED使用方法 ・応急処置 | 県職員 16名 |

(5) 医療安全対策研修会

医療機関等の職員を対象に、医療安全対策の推進を図ることを目的に研修会を行っている。

| 実施日 | 場 所 | 内 容 | 参加者数 |
|---------------------------------|----------------|--|--|
| 令和6年10月 23日(水)～ 12月18日(水) | 動画 オンデマンド配信 | 講演 医療安全とクレーム対応 講師 福岡新水巻病院 院長兼医療安全管理者 金 茂成 氏 | 病院 14名 一般 46名 歯科 71名 薬局 89名 助産所 2名 計 222名 |

3 薬務業務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、種々の許可申請、届出等の事務処理を行うとともに、立入検査等において構造設備等の状況を把握し必要な指導を行っている。

また、薬物乱用撲滅のため種々の薬物乱用防止対策を行っている。

(1) 薬局等の施設数及び麻薬等取扱者数

ア 薬局等の施設数

(令和7年3月31日現在)

| | | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 合計 |
|-------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 薬 局 | | 22 | 34 | 27 | 4 | 13 | 12 | 12 | 124 |
| 薬局製剤製造販売業・薬局製剤製造業 | | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| 医薬品 販売業 | 店舗販売業 | 9 | 16 | 14 | 1 | 6 | 8 | 4 | 58 |
| | 配置販売業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 卸売販売業 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| | 特例販売業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高度管理医療機器等販売・貸与業 | | 14 | 37 | 30 | 3 | 11 | 7 | 10 | 112 |
| 毒物劇物 販売業 | 一般 | 5 | 4 | 5 | 2 | 3 | 3 | 6 | 28 |
| | 農業用品目 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 6 |
| | 特定品目 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 51 | 98 | 80 | 10 | 34 | 31 | 35 | 339 |

イ 麻薬等取扱者数

(令和7年3月31日現在)

| | |
|-----------|-----|
| 麻薬管理者 | 48 |
| 麻薬施用者 | 405 |
| 麻薬小売業者 | 114 |
| 麻薬卸売業者 | 1 |
| 覚せい剤原料取扱者 | 2 |
| 合 計 | 570 |

(2) 薬物乱用防止対策

ア 大麻・けし撲滅運動

5月1日から6月30日までの「福岡県不正大麻・けし撲滅運動」期間中、けしの抜去作業を実施している。

令和6年度は、13か所1384本を抜去した。

イ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

麻薬・覚醒剤・シンナー等の薬物乱用撲滅のため、国連主導の薬物乱用対策の一環として、例年、関係団体と連携し、啓発を行っている。令和6年度は、6月28日（金）に、サンリブくりえいと宗像店において、街頭キャンペーンを実施した。

4 厚生統計業務

統計法に基づく人口動態調査、厚生行政基礎調査等を実施している。

| 調査名 | 時期 | 内容 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------------------------|-----|----------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 人口動態調査 | 毎月 | 出生・死亡・死産・婚姻・離婚についての調査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 医療施設動態調査 | 毎月 | 医療施設の開設・廃止・変更等の届出受理処分に基づいての調査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 病院報告 | 毎月 | 全病院、療養病床を有する診療所の患者の利用状況の調査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 衛生行政報告例 | 毎年 | 公衆衛生・環境衛生・医務及び業務等衛生行政の業務実績の調査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 福祉行政報告例 | 毎年 | 社会福祉関係諸法規の施行に伴う行政の実態を把握するための調査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地域保健・健康増進事業報告 | 毎年 | 保健所及び市町村における保健施策の展開及び事業活動の内容を調査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 国民生活基礎調査 | 毎年 | 世帯の保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的調査 | * 中止 | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| 医師・歯科医師・薬剤師統計 | 2年毎 | 医師等の年齢・業務の種別・従事場所等による分布を明らかにする調査 | ○ | — | ○ | — | ○ |
| 保健師、助産師、看護師、准看護師業務従事者届 | 2年毎 | 保健師等の業務に従事する年齢階級場所別の就業数を把握する調査 | ○ | — | ○ | — | ○ |
| 歯科衛生士、歯科技工士業務従事者届 | 2年毎 | 歯科衛生士、歯科技工士の就業の実態を把握する調査 | ○ | — | ○ | — | ○ |
| 医療施設静態調査 | 3年毎 | 全ての病院・診療所の名称、所在地、診療科目、患者数等の調査 | — | ○ | — | — | ○ |

| 調査名 | 時期 | 内容 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|---------------|-----|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 患者調査 | 3年毎 | 医療施設を利用する患者について、傷病状況の実態を明らかにする調査 | — | ○ | — | — | ○ |
| 受療行動調査 | 3年毎 | 医療施設を利用する患者の受療状況や受けた医療に対する満足度を調査 | — | ○ | — | — | ○ |
| 社会保障・人口問題基本調査 | 毎年 | 社会保障や人口問題に関する事項について、出生動向、人口移動、世帯動態、家庭動向、社会保障等の調査をほぼ5年のローテーションで実施 | * 中止 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 保健師活動領域調査 | 毎年 | 地方自治体に所属する保健師の活動領域と共に、地域保健福祉活動に従事する保健師の業務内容や業務量の現状を把握する調査 | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ |

◎：大規模調査 —：隔年調査等で実施なし *：新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止

5 市町村等地域保健活動支援業務

(1) 出前講座

地域の住民が参加する集会等に、福岡県の取組などを説明するため、講師として無償で職員を派遣している。

令和6年度は、実施なし。

6 保健・医療・福祉関係従事者養成にかかる実習生等の受入れ業務

医師、保健師、看護師、社会福祉主事等の保健医療福祉を担う人材を育成するため、各養成機関の実習施設として実習生等を受け入れている。

| 養成課程 | 施設名 | 人数(延数) |
|---------------|--|--------|
| 保健師 | 第一薬科大学 | 4 (32) |
| | 福岡女学院看護大学 | 5 (20) |
| | 日本赤十字九州国際看護大学 | 5 (25) |
| | 産業医科大学 | 3 (15) |
| 管理栄養士 | 福岡女子大学 | 7 (35) |
| | 中村学園大学 | 6 (30) |
| | 九州栄養福祉大学 | 1 (5) |
| JICA 課題別研修 | (日本赤十字九州国際看護大学受託) 「地域保健向上のための保健人材強化」コース | 8 (8) |

7 健康危機管理

(1) 体制整備

大規模な自然災害や、医薬品、食品、感染症等を原因とした県民の生命、健康の安全を脅かす事態が発生した際に、迅速かつ適切に対応するため、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に係る各種情報の収集、関係機関との連携・調整、所内の災害対応班編成、物品の備蓄、研修会の開催、訓練等を行っている。

○マニュアル等

「宗像・遠賀保健福祉環境事務所 災害時対応マニュアル」(平成28年12月改定)

「福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康危機管理マニュアル」(平成28年10月改定)

○班編成

| 事象 | 班名 | 班数 | 人数 |
|----------|-------------------------|----|-----|
| 災害 | 宗像・遠賀保健福祉環境班（第2配備～第4配備） | | |
| 口蹄疫 | 防疫作業従事者に対応する健康調査班 | 2班 | 各5名 |
| 鳥インフルエンザ | 防疫作業従事者に対応する健康調査班 | 2班 | 各4名 |
| 原子力災害 | 緊急時放射線モニタリングに係る要員 | 6班 | 各2名 |

○訓練参加・実施

| 訓練名称 | 日時 | 回数・頻度 |
|---|-------------------|-------|
| 福岡県広域災害・救急医療情報システム（ふくおか医療情報ネット）に係る災害時病院情報入力訓練 | 月1回 | 12 |
| 令和6年度 原子力防災訓練（住民の避難退域時検査・簡易除染訓練、緊急時モニタリング訓練） | 令和6年 11月30日（土） | 1 |

○研修会開催

| 名称 | 実施日 | 内容 | 参加人数 |
|------------------------|-----------------------|------------------------------|------|
| 高病原性鳥インフルエンザ健康調査班所内研修会 | 令和6年 10月18日 （金） | 鳥インフルエンザ発生時の連絡体制及び業務健康調査班の業務 | 29名 |

8 総合相談窓口業務

総合相談窓口を設置し、県政に関する相談、苦情及び要望（保健、医療、福祉及び環境に係るものを除く。）並びに県民生活に関する相談の受付、専門機関の紹介等を行っている。

9 医療従事者人権研修業務

同和問題をはじめとする人権問題の解決を図るため、管内の医療機関の職員を対象に人権問題研修を実施している。

令和6年度実施状況

| 実施日 | 場所 | 内容 | 参加施設 （人数） |
|-------------------------|----------------|------------------------------|-----------------|
| 令和6年10月23日（水）～12月18日（水） | 動画 オンデマンド配信 | ・動画配信 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例 | 132施設 （222名） |

10 民生委員・児童委員業務

民生委員・児童委員活動の推進、各町が行う活動費の支給事務補助等を行っている。

管内町の民生委員・児童委員数

（令和7年3月31日現在）

| 町名 | 民生・児童委員 （内 主任児童委員） | 定数 | 欠員 |
|-----|-----------------------|-----|----|
| 芦屋町 | 27 （2） | 32 | 5 |
| 水巻町 | 71 （3） | 79 | 8 |
| 岡垣町 | 64 （3） | 77 | 13 |
| 遠賀町 | 45 （3） | 47 | 2 |
| 計 | 207 （11） | 235 | 28 |

- (1) 協議会・研修会の開催状況
 - ア 筑豊ブロック協議会定例会
- (2) 遠賀郡4町の活動費の支給事務（年2回）

1 1 戦傷病者、戦没者遺族等援護法等の施行业務

全国戦没者追悼式等に関する事務を行っている。

- (1) 管内の戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の推薦
- (2) 戦没者追悼式等の開催状況
 - ア 全国戦没者追悼式
 - イ 福岡県戦没者追悼式
 - ウ 管内戦没者追悼式 芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町

1 2 日本赤十字社業務

日本赤十字社福岡県支部の宗像・遠賀地区として、福岡県支部からの依頼に基づく、大会参加、広報活動の支援などの事務処理等を行っている。

1 3 移動保健所業務

公衆衛生サービスが行き届きにくい離島等で、保健所活動を浸透させ、地区住民の健康の保持及び増進を図ることを目的に実施している。

日時 令和7年2月22日（土）
場所 ふれ愛センター（大島福祉センター）
内容 健康チェック、体力測定、健康講話「楽しく食べて健康づくり!」、レクリエーション
参加住民 10名

III 健康増進

1 難病対策事業

(1) 医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき厚生労働大臣が定める難病（341 疾患）の患者に医療費の一部を助成するため、医療受給者証の申請等を受け付けている。なお、令和 7 年 4 月 1 日から、対象となる疾患が 348 疾患へと増加した。

(各年度 3 月 31 日現在)

| 年度 | 特定医療費受給者証所持者数 | うち新規受給者証交付数 |
|---------|---------------|-------------|
| 令和 6 年度 | 2,650 名 | 392 名 |
| 令和 5 年度 | 2,526 名 | 388 名 |

疾患別指定難病受給者証所持者数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

| 疾患群 | 神経・筋疾患 | 消化器疾患 | 免疫疾患 | 骨・関節疾患 | 呼吸器疾患 | 皮膚・結合組織疾患 | 内分泌疾患 | 血液疾患 | 循環器疾患 | 腎・泌尿器疾患 | 代謝疾患 | 視覚疾患 | 聴覚・平衡機能疾患 | 染色体・遺伝子異常 | 計 |
|--------------|--------|-------|------|--------|-------|-----------|-------|------|-------|---------|------|------|-----------|-----------|-------|
| 所持者数 (延数) | 754 | 529 | 493 | 191 | 120 | 132 | 104 | 75 | 62 | 70 | 50 | 33 | 53 | 0 | 2,666 |

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

ア 在宅療養支援計画・評価事業

保健福祉施策の推進及び地域における保健医療、福祉の充実及び関係者の連携を図ることを目的とした関係者会議を開催している。令和 6 年度は、8 回実施した。

イ 医療相談事業

難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、専門職による相談事業を行っている。令和 6 年度は、小児慢性特定疾病の慢性疾患児童等療育相談支援事業と合同で実施した。

(ア) 難病講演会及び交流会

| 開催日・場所 | 内容 | 参加者 |
|--------------------|---|---------------------|
| R6.10.31 メイトム宗像 | 講演：「膠原病の理解と病気と上手につきあうために」 講師：産業医科大学 第一内科学講座 助教 宮崎佑介氏 | 膠原病患者と その家族 15 名 |

(イ) 医療相談会

特定医療費受給者証継続申請集中受付期間に、福岡県難病相談支援センターの相談支援員による相談会を実施している。

| 年度 | 宗像総合庁舎 | 遠賀分庁舎 |
|---------|--------|-------|
| 令和 6 年度 | 6 名 | 5 名 |
| 令和 5 年度 | 2 名 | 4 名 |

ウ 訪問相談事業

在宅療養中の神経難病患者等を訪問し、日常生活上及び療養上の悩みについて、個別の相談、指導、助言等を行っている。

| 年度 | 訪問指導件数 | 実訪問者数 |
|---------|--------|-------|
| 令和 6 年度 | 26 件 | 14 名 |
| 令和 5 年度 | 26 件 | 10 名 |

(3) 難病従事者研修会の開催

難病業務に従事する人材の育成及び資質の向上を図ることを目的とした研修会を開催している。令和6年度は、以下のとおり開催した。

| 開催日・場所 | 内 容 | 参加者 |
|----------------------|--|--|
| R6. 10. 16 ハイブリッド | ①講演：「避難行動要支援者対策」 講師：県庁消防防災指導課防災指導係担当 ②講演：「医療的ケア児の災害対策～現場の声～」 講師：小児の訪問看護ステーションにこり管理者 | 管内市町職員（防災・福祉・母子保健等関係各課）16名、訪問看護ステーション22名 |

(4) 難病電話相談事業

難病ホットライン等で、患者・家族等からの相談に対応している。

令和6年度相談件数：延べ1,885件

令和5年度相談件数：延べ1,562件

(5) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

「人工呼吸器を使用している在宅難病患者等に対し、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の実施」を県が訪問看護ステーション等に委託するための申請を受け付けている。

| 年 度 | 委託事業者数 | 事業利用者数 |
|-------|--------|--------|
| 令和6年度 | 5 | 4名 |
| 令和5年度 | 2 | 3名 |

(6) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者に医療費の一部を助成するため、医療受給者証の申請等を受け付けている。令和7年3月末現在の先天性血液凝固因子障害等医療受給者証所持者数は、15名である。

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

「児童福祉法」に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病（16疾患群788疾病）の患者、保護者に対し医療費の一部を助成するため、医療受給者証の申請等を受け付けている。

小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数（疾患群別）

（令和7年3月末現在）

| 疾患群内容 | 悪性新生物 | 慢性腎疾患 | 慢性呼吸器疾患 | 慢性心疾患 | 内分泌疾患 | 膠原病 | 糖尿病 | 先天性代謝異常 | 血液疾患 | 免疫疾患 | 神経・筋疾患 | 慢性消化器疾患 | 染色体又は遺伝子 | 皮膚疾患 | 骨系統疾患 | 脈管系疾患 | 計 |
|--------------|-------|-------|---------|-------|-------|-----|-----|---------|------|------|--------|---------|----------|------|-------|-------|-----|
| 所持者数 (延数) | 41 | 19 | 3 | 30 | 51 | 9 | 16 | 7 | 9 | 0 | 33 | 25 | 6 | 2 | 4 | 0 | 255 |

(8) 小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング事業

小児慢性特定疾病児童等を養育する保護者等の不安や悩みなどの軽減を目的に、助言・相談対応が可能な小児医療に携わる医療関係者等も参加する保護者交流会等を、福岡ブロックの県域4保健所（筑紫、粕屋、糸島、宗像・遠賀）合同で開催している。令和6年度は当所が事務局となり以下のとおり開催した。

| 開催日・場所 | 内 容 | 参加者数 |
|--|---|------------------------------|
| R6. 12. 18 粕屋総合庁舎 大会議室 (後日、一部を録画配信) | 講演：「慢性疾病を持つ子供の就学について」 講師：福岡教育大学 特別支援教育研究ユニット 准教授 深澤 美加恵 氏 保護者2名による体験談及び交流会 | 保護者：17名 患 児：0名 支援者：22名 |

(9) 慢性疾病児童等療育相談支援事業

慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の適切な療養の確保、健全育成及び自立促進を目的に、療育相談指導、育児支援教室等を実施している。

療育相談指導

| 相談日 | 従事者 | 相談者数 |
|----------------------|---------------------------------------|--------|
| R6. 10. 17 10. 21 | 小児慢性特定疾病児童等自立支援員（福岡県難病相談支援センター）、当所保健師 | 保護者：2名 |

育児支援教室（難病講演会及び交流会と同時に開催）

| 開催日・場所 | 内 容 | 参加者数 |
|----------------------|--|--|
| R6. 10. 31 メイトム宗像 | 講演：「膠原病の理解と病気と上手につきあうために」 講師：産業医科大学 第一内科学講座 助教 宮崎佑介氏 | 膠原病患者と その家族 15 名 (慢性疾病児童 0 名) |

(10) 小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業

在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が家族等の介護者の休息等の理由により一時的に在宅で介護等を受けることが困難となった場合に 14 日を限度として一時的に医療機関に入院できる制度について、利用者登録の受付や相談対応を行っている。

管内利用登録者数：9 名（令和 6 年 3 月末現在）

2 肝炎治療特別促進事業

(1) 肝炎治療特別促進事業

B 型及び C 型肝炎の早期治療の推進を目的に、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に対する医療費の一部を助成するため、治療受給者証の申請等を受け付けている。

申請者数

| 年度 | インターフェロン | インターフェロンフリー | | 核酸アナログ製剤 | |
|---------|----------|-------------|-----|----------|-----|
| | 新規 | 新規 | 再治療 | 新規 | 更新 |
| 令和 6 年度 | 0 | 27 | 0 | 25 | 308 |
| 令和 5 年度 | 0 | 23 | 0 | 22 | 282 |

(2) ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に、B 型及び C 型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者に対し、精密検査や定期検査の費用を助成するための申請等を受け付けている。

申請者数

| 年度 | 初回精密検査 | 定期検査 |
|---------|--------|------|
| 令和 6 年度 | 1 | 23 |
| 令和 5 年度 | 1 | 23 |

(3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するため、医療費を助成するための申請等を受け付けている。

申請者数

| 年度 | 新規 | 更新 |
|-------|----|----|
| 令和6年度 | 4 | 2 |
| 令和5年度 | 1 | 1 |

(4) 肝炎ウイルス総合対策事業

地域医療機関や管内市町と連携を図り、肝炎ウイルス陽性者に確実に受診勧奨を行うとともに、必要に応じて各種助成制度の案内や相談対応を行っている。*各種申請受付も含む

| 年度 | 来所相談 | 電話相談 |
|-------|------|------|
| 令和6年度 | 474 | 144 |
| 令和5年度 | 447 | 128 |

3 栄養改善事業

(1) 健康増進法に基づく業務

ア 栄養指導

地域住民の栄養状態の改善及び食生活等生活習慣改善の促進を図るため、個別・集団を対象に栄養指導を実施し、運動・休養も含めた健康づくり指導を行っている。

栄養・運動指導件数 (令和7年3月末現在)

| 区分 | 個別指導延人員 | | | | 集団指導延人員 | | | |
|----|---------|----|----|-----|---------|----|----|-----|
| | 栄養 | 運動 | 禁煙 | 合計 | 栄養 | 運動 | 禁煙 | 合計 |
| 件数 | 216 | 0 | 0 | 216 | 855 | 0 | 0 | 855 |

イ 特定給食施設指導

特定給食施設やその他の給食施設に対し、実態把握、個別指導（巡回指導）、集団指導等を行っている。

給食施設数 (令和7年3月末現在)

| 学校 | 病院 | 介護老人保健施設 | 介護医療院 | 老人福祉施設 | 児童福祉施設 | 社会福祉施設 | 寄宿舍 | 幼稚園 | 事業所 | その他 | 合計 |
|----|----|----------|-------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 50 | 24 | 11 | 4 | 33 | 50 | 11 | 0 | 14 | 0 | 1 | 198 |

給食施設指導実施状況 (令和7年3月末現在)

| 区分 | 特定給食施設 | | その他の給食施設 | 合計 (延べ数) |
|-----------|------------------------|------------------------|----------|-------------|
| | 1回100食以上又は 1日250食以上 | 1回300食以上又は 1日750食以上 | | |
| 栄養管理指導施設数 | 44 | 7 | 28 | 79 |

集団指導内容

| 開催日・場所 | 内容 | 対象施設 | 参加者数 |
|----------------------------|--|--------------------|------|
| R6.11.5 オンライン | 講演「いつまでもおいしく食べるために～高齢者の口腔ケアについて～」 講師：福岡大学病院 摂食嚥下センター長 梅本丈二氏 | 介護老人保健施設 老人福祉施設 | 47名 |
| R7.1.16 宗像総合庁舎 オンライン | 講義「児童福祉施設におけるアレルギー対応について」 講師：国立病院機構 福岡病院 栄養管理室長 内田詩織氏 グループワーク | 児童福祉施設 幼稚園 | 65名 |

ウ 国民・健康栄養調査

国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施されるものである。(調査時期：毎年11月。)令和6年は対象として抽出された地区がなかったため、実施しなかった。

(2) 栄養士関係業務

管理栄養士養成施設の学生の保健所における公衆栄養学実習の指導を行っている。令和6年度の受入は以下のとおり。

令和6年9月9日(月)～13日(金) 福岡女子大学7名
 令和6年10月21日(月)～25日(金) 中村学園大学6名、九州栄養福祉大学1名

(3) 調理師関係業務

ア 調理師免許申請

申請者数

| 年度 | 新規申請 | 書換・再交付申請 |
|-------|------|----------|
| 令和6年度 | 54 | 26 |
| 令和5年度 | 58 | 12 |

イ 調理師研修会

現に調理の業務に従事している調理師の資質向上を図り、住民の食生活向上に資することを目的に、研修会を開催している。令和6年度は以下のとおり開催した(特定給食施設研修会と同時実施)。

| 開催日・場所 | 内 容 | 対象施設 | 参加者数 |
|----------------------------|---|---------------|------|
| R7.1.16 宗像総合庁舎 オンライン | 講義「児童福祉施設におけるアレルギー対応について」 講師：国立病院機構 福岡病院 栄養管理室長 内田詩織 氏 グループワーク | 児童福祉施設 幼稚園 | 19名 |

(4) ふくおか食の健康サポート店の整備(福岡県食環境整備事業)

基準に該当するヘルシーメニュー(野菜たっぷり、塩分ひかえめ、カロリーひかえめ)を提供する店を「ふくおか食の健康サポート店」として登録し、福岡県のホームページに掲載している。
 管内登録店舗数：14店舗(令和7年3月末現在)

(5) 食生活改善の推進

地域における食生活改善の普及啓発等の活動を行う食生活改善推進会の支援等を行うほか、以下の取組みを実施している。

《参考：管内における市町毎の食生活改善推進員数(R6.4.1現在)》

| 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 26 | 153 | 39 | 36 | 42 | 34 | 36 | 366名 |

ア 食と健康教室

| 開催日・場所 | 内 容 | 講師 | 参加者数 |
|-----------------------------|--|--------------------|------|
| R6. 9. 12 宗像総合庁舎 大会議室 | 講話「能登半島地震派遣報告及び災害時における栄養・食生活支援について」 | 当所 栄養士 公衆栄養学実習生 | 68名 |
| R6. 10. 24 おんがみらいテラス | 講話「ボランティアとしての栄養・食生活支援について」 グループワーク「災害時における食事の献立案について」 | | 34名 |

イ 食生活改善普及運動

国は、例年9月に「食生活改善普及運動」に取り組んでいる。令和6年度、当所では食生活等の生活習慣に係るパネル展示やパンフレット等の配架を行った。

(6) 専門栄養指導事業

住民の健康増進や生活の質（QOL）の向上のため、専門的な栄養指導、食生活に関する正しい知識の普及啓発等を行っている。

ア 総合栄養相談

(令和7年3月末現在)

| 年度 | 個別相談 | 集団指導 |
|-------|------|------|
| 令和6年度 | 216 | 855 |
| 令和5年度 | 136 | 766 |

イ 健康づくり及び栄養・食生活に関する調査研究

施設間の連携の推進を目的に、平成29年度に「摂食・嚥下困難者の食形態施設連携推進のための食形態一覧表」を作成し、病院、社会福祉施設等の特定給食施設に配布している。令和6年度は、一覧表の見直しのための調査を実施した。

ウ 地域の栄養ケア等の整備支援

地域の在宅高齢者等の栄養・食生活の支援を担う管理栄養士等の育成・資質向上を図るため、研修会を開催している。令和6年度は、以下のとおり開催した。

| 開催日・場所 | 内 容 | 対象施設 | 参加者数 |
|--------------------|---|--------------------------|------|
| R6. 11. 5 オンライン | 講演 「いつまでもおいしく食べるために～高齢者の口腔ケアについて～」 講師：福岡大学病院 摂食嚥下センター長 梅本丈二氏 | 病院 介護老人保健施設 老人福祉施設 | 47名 |

(7) 食品表示法に基づく業務

食品表示（保健事項）が適切に行われるよう食品表示関連事業所等に対する指導等を行っている。

令和6年度相談指導件数：29件

令和5年度相談指導件数：26件

(8) 特別用途表示及び誇大広告の禁止に関する相談・指導等

健康保持増進効果等に関する広告等の適正化を図るため、特別用途表示食品の製造・販売者に対し、適切な指導を行っている。

令和6年度相談指導件数：23件

令和5年度相談指導件数：14件

4 健康増進業務

(1) 保健所運営協議会 保健事業部会

管内におけるより効果的な保健事業の推進を図ることを目的に協議を行っている。

| 開催日・場所 | 内 容 | 出席委員数 |
|-----------------------------|--|-------|
| R6. 8. 22 宗像総合庁舎 大会議室 | 1 報告事項 (1) 令和5年度事業報告 2 協議事項 (1) 令和6年度健康増進係事業計画(案)について (2) 災害時に対する平時からの備えについて ・難病等在宅医療を必要とする住民への対策について ・栄養・食生活について (3) 糖尿病性腎症重症化予防対策について | 17名 |

(2) 県民健康づくり支援事業

ア 地域・職域連携会議の開催

保険者、地域の健康づくり関係団体、行政機関等との連携を図り、効率的・効果的な保健事業のあり方・健康増進計画について協議するため、以下の構成メンバーで会議を開催している。

〔構成メンバー〕市町行政関係者(健康づくり担当課)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、商工会議所、商工会、労働基準監督署、地域産業保健センター、労働基準協会、当所

| 開催日・場所 | 内 容 | 出席者数 |
|----------------------------------|---------------------------------------|------|
| R7. 2. 12 (宗像地域) 宗像総合庁舎 講堂 | 1 報告事項 (1) 令和5年度事業報告 | 15名 |
| R7. 2. 20 (遠賀中間地域) オンライン | 2 協議事項 (1) 肝炎対策について 3 情報共有・意見交換 | 18名 |

イ 電子メールによる情報発信

第1弾(R6. 4月): 健康づくり実践アドバイザー派遣

第2弾(R6. 6月): 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録募集

第3弾(R6. 7月): 職場の健診を活用した風しん対策

第4弾(R6. 7月): TRY!スマソる? レシピコンテスト

第5弾(R6. 9月): 今年も受けようか!

第6弾(R6. 10月): 働く女性の心とからだの応援サイト

第7弾(R7. 2月): ふくおか健康ポイント+

第8弾(R7. 3月): ご存じですか? 福岡県では肝炎ウイルス無料検査を実施しています!

ウ 健康増進普及啓発月間(9月)、女性の健康週間(3月)における普及啓発の実施

自らの健康づくりや生活習慣の問題に気付き、見直しを図ることを目的として、標記期間等に合わせ、ロビー展示、パンフレット配布等を行っている。

(3) 情報発信サイト等を活用した健康づくりに取り組むきっかけづくり

イベント会場や大型商業施設等、広く一般県民が集まる場において、情報発信サイトや健康測定機器を活用し、住民が自主的な健康づくりに取り組むきっかけを提供している。

| 開催日・場所 | イベント名 | 内 容 | 参加延人数 |
|------------------------|---------------------------|---|-----------|
| R6. 8. 25 イオン福津店 | ふくつCome 噛む DAY! イベント | <ul style="list-style-type: none"> ・血管年齢・体組成測定 ・測定結果の説明・助言 ・生活習慣改善のための情報提供 ・ふくおか健康ポイントアプリの活用方法の紹介、登録サポート等 | 約 1,000 人 |
| R6. 10. 19 水巻町中央公民館 | 遠賀中間医師会在宅総合支援センター主催住民公開講座 | | 9 人 |
| R7. 1. 21 宗像市商工会 | 健康診断 | | 24 人 |
| R7. 2. 21 おんがみらいテラス | 血圧相談会 | | 50 人 |
| R7. 2. 22 大島福祉センター | 移動保健所 | | 13 人 |

(4) 健康づくり実践アドバイザー派遣事業

中小事業所の経営者が集まる団体の会合等に出向き、健康づくりの必要性について理解を深めてもらうための周知・啓発、「健康づくり団体・事業所宣言」の登録推進、「健康づくり実践アドバイザー」の派遣希望事業所の募集を行っている。

| 開催日・場所 | イベント名 | 内 容 | 参加人数 |
|-----------------------------------|---------------|---|--------|
| R6. 10. 24 R7. 1. 21 宗像市商工会 | 宗像市商工会 理事会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふくおか健康づくり県民運動 ・健康経営 ・ふくおか健康づくり団体・事業所宣言 ・ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト ・ふくおか健康ポイントアプリ 等について説 | 計 23 人 |

(5) 生活習慣病対策事業

地域における糖尿病性腎症等の重症化予防の取組を推進するため、会議、研修会を開催するほか、市町が効果的に事業に取り組めるよう医師会、医療機関との調整等を行っている。

ア 連携会議

| 開催日・場所 | 内 容 | 出席者 | 出席者数 |
|--|--|---|------|
| R7. 2. 27 宗像総合庁舎 大会議室 | <ol style="list-style-type: none"> 1 報告事項 (1)糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定について (2)福岡県・宗像地区の状況について 2 協議事項 (1)糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者の保健指導実施率の向上について | 宗像医師会 宗像歯科医師会 宗像薬剤師会 腎臓専門医 宗像市、福津市、 保健所担当者 | 18 名 |
| R7. 2. 13 宗像・遠賀 保健福祉環境 事務所 遠賀分庁舎 | <ol style="list-style-type: none"> 1 報告事項 (1) 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定について (2)福岡県・遠賀中間地域の状況 2 協議事項 (1)遠賀中間地域糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定について | 遠賀中間医師会 遠賀中間歯科医師会 遠賀・中間薬剤師会 糖尿病・腎臓専門医 中間市、遠賀郡4町 保健所担当者 | 19 名 |

イ 研修会

| 開催日・場所 | 内 容 | 対象及び参加者数 |
|-------------------------------------|---|---|
| R6. 11. 6 宗像市役所 北館 1階 103 会議室 | 1 講演「糖尿病性腎症重症化予防における地域連携について」 講師：嶋田病院 内科部長、佐賀大学医学部 臨床教授 赤司 朋之 氏 2 意見交換 | 糖尿病性腎症重症化 予防事業担当者及び 特定健診・特定保健 指導従事者 33名 |

(6) 市町村健康づくり・健康増進計画推進支援会議

| 開催日・場所 | 内 容 | 参加者数 |
|------------------------------|--|------|
| R6. 6. 13 宗像総合庁舎 | 1 能登半島地震支援派遣報告 2 災害時における行政連携の現状について (1)災害発生時から復興期までの健康管理支援活動 (2)要配慮者の対応や指示部局の動きについて (3)各市町における災害時の対応について 3 連絡事項 | 11名 |
| R7. 1. 16 宗像総合庁舎 オンライン | 講義「児童福祉施設におけるアレルギー対応について」 講師：国立病院機構 福岡病院 栄養管理室長 内田詩織 氏 グループワーク | 8名 |

(7) 特定健康診査・保健指導等に関する業務

市町が実施する健康増進法に基づく特定健診・保健指導等について、各種情報の提供、補助（負担）金に関する審査を行う等市町を支援している。

(8) がん対策推進、健康増進事業等に関する業務

ア がん対策

(ア) がん検診啓発事業

管内のイベントや出前講座等の様々な機会において、啓発グッズを活用し、がん検診の受診勧奨及び情報提供を行っている。

(イ) 市町への支援

市町が実施するがん検診推進事業について、各種調査の集計、情報の提供、補助金に関する審査を行う等市町を支援している。

イ 健康増進事業等

市町が実施する健康増進事業について、情報の提供、補助金に関する審査を行う等市町を支援している。

(9) 歯科保健事業

ア 地域保健関係職員研修事業（歯科保健）

関係職員の資質向上と歯科保健の推進を図ることを目的に、研修会を開催している。

| 実施日・場所 | 内 容 | 対象者 | 参加者数 |
|--------------------|--|--------------------------------|------|
| R6. 11. 5 オンライン | 講演 「いつまでもおいしく食べるために～高齢者の口腔ケアについて～」 講師：福岡大学病院 摂食嚥下センター長 梅本文二 氏 | 介護老人保 健施設職員 老人福祉施 設職員 | 47名 |

イ 歯科保健に関する協議会への出席

歯科保健事業の推進について協議するため、管内の歯科医師会が開催する協議会に出席している。

| | |
|-----------------|------------------------------|
| 宗像歯科口腔保健協議会 | R6.10. 9 18:00～ 宗像歯科医師会館 |
| 遠賀中間歯科保健対策連絡協議会 | R6.11.28 15:00～ 遠賀中間歯科医師会 会館 |

(10) たばこ対策事業

ア 20歳未満の者の喫煙防止対策

20歳未満の者に生涯禁煙の動機づけを図ることを目的として、啓発を行っている。

| 開催日・場所 | 内容 | 講師 | 対象者 | 参加者数 |
|--|--------------|----------------|--------|------|
| R6.8. 2 8.21 8.27 9.11 10.22 宗像総合庁舎 | 講話「喫煙防止セミナー」 | 当所健康増進課 保健師 | 保健所実習生 | 32名 |

イ 世界禁煙デー及び禁煙週間における普及啓発の実施

世界禁煙デーに合わせて、たばこの害や禁煙治療について、宗像総合庁舎のロビーにパネルや資料を展示した。また、館内放送を行い、来庁者や職員への普及啓発を行っている。

5 原爆被爆者援護業務

都道府県知事は、被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態に鑑み、国が健康診断及び医療を行うことにより健康の保持及び向上を図ることを目的として、被爆者に該当すると認めるものに「被爆者健康手帳」を交付している。

保健所では、被爆者健康手帳等交付申請、一般疾病医療費支給申請、諸手当支給認定申請、一般疾病医療機関指定申請、年2回の定期健康診断等に関する事務を実施している。

管内の被爆者健康手帳保持者数：263名（令和7年3月末現在）

6 母子保健業務

(1) 乳幼児発達診査事業

乳幼児健診及び家庭訪問等で把握された障がい児には該当しないが精神・運動発達面等に問題がある児童、またはそのおそれのある児童に対し、市町や医療機関との連携のもと発達診査を実施している。

| 実施場所 | 令和6年度 | | 令和5年度 | |
|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|
| | 分庁舎 | 本庁舎 | 分庁舎 | 本庁舎 |
| 担 当 | 医師、言語聴覚士 理学療法士 | 理学療法士 | 医師、言語聴覚士 理学療法士 | 理学療法士 |
| 回 数 | 3回 | 2回 | 4回 | 1回 |
| 受診実人数 | 8名（延べ8名） | | 9名（延べ9名） | |

受診結果

| | 令和6年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|-------|
| 当所又は市町にて経過観察 | 5名 | 4名 |
| 療育施設、医療機関等紹介 | 3名 | 3名 |
| 市町村等の相談・教室への紹介 | 0名 | 1名 |
| 保育園等の集団参加への見守り | 0名 | 1名 |
| 異常なし（終了） | 0名 | 0名 |

(2) ハイリスク妊産婦支援事業（妊娠期からのケア・サポート事業）

地域の育児支援者・医療関係者等が要支援者を妊娠期から把握し、児童虐待を未然に防止することができるように研修会を開催している。令和6年度は以下のとおり開催した。

| 実施日・場所 | 内 容 | 対象者 | 参加者数 |
|---|--|----------------------------|------|
| R7.2.28 宗像総合庁舎 大会議室 (ハイブリット開催) | 講演「困難事例への支援について～市町村との事例を通して～」 講師 母子生活支援施設くぬぎの里 施設長兼産前産後母子支援ステーション MamaRizumu 所長 大島 修二 氏 | 市町の保健師、助産師、産科医療機関や助産院の助産師等 | 27名 |

(3) 先天性代謝異常等検査事業

先天性代謝異常やクレチン症等は、放置すると知的障がいなどを来すため、出生医療機関において、生後1週間未満の新生児を対象とした血液によるマス・スクリーニング検査が実施されている。当所では、要精密検査対象児の受診及び治療状況を把握するとともに、養育上の不安等への相談対応を行っている。

令和6年度 フォロー数：6名

令和5年度 フォロー数：7名

(4) 妊娠中毒症等療養援護費事業

妊娠中に妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患のため7日間以上入院した場合に、その療養に要する費用の一部を助成するための申請等を受け付けている。

令和6年度 妊娠中毒症等療養援護費事業申請件数：0件

令和5年度 妊娠中毒症等療養援護費事業申請件数：0件

(5) 性と健康の相談センター事業

ア 不妊・不育と性の相談センター事業

当所内にある不妊・不育と性の相談センター（県内9か所設置）において、更年期、流産・死産に伴うグリーフケア、出生前遺伝学的検査（NIPT）、不妊・不育等に関する相談支援を行っている。

令和6年度 来所相談延件数：10件

令和5年度 来所相談延件数：10件

令和6年度 電話相談延件数：44件

令和5年度 電話相談延件数：140件

イ 普及啓発事業

福岡県プレコンセプションケアセンターと連携し、養護教諭等へのプレコンセプションケアの普及啓発を促進するため、研修会を開催している。

| 実施日・場所 | 内 容 | 対象者 | 参加者数 |
|------------------------------------|---|----------------------------|----------------------|
| R6. 12. 24 オンライン開催 (後日、録画配信) | 講演「健康な未来へつなぐプレコンセプションケア」 講師 福岡県プレコンセプションケアセンター 佐藤 繭子氏 | 管内小中学校養護教諭、管内市町職員、児童相談所職員等 | 47名 (録画配信 24名) |

ウ 不妊症・不育症患者等支援ネットワーク事業

地域の支援者が不妊・不育に伴う悩みを持つ者（流産・死産に伴うグリーフケアを含む）を支援できるように研修会を開催している。

| 実施日・場所 | 内 容 | 対象者 | 参加者数 |
|--|---|---------------------------|------|
| R6. 11. 29 宗像総合庁舎 講堂 ハイブリット 開催 | 講演「当事者の葛藤の実際と活動を通して見えてきた支援の課題について」 講師 福岡天使ママサポーター にじいろのはね 代表 川邊 美雪氏 | 管内産科医療機関、助産所、市町、児童相談所の職員等 | 17名 |

(6) 不育に関する助成

ア 先進医療不育症検査費用助成事業

不育症の方の経済的な負担の軽減を図るため、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成するための申請等を受付けている。

令和6年度 申請件数：0件

令和5年度 申請件数：0件

イ 不育症検査費・治療費助成事業

不育症の方の経済的負担の軽減を図るため、不育症に係る検査及び治療のうち、県独自に定めた検査等に要した費用の一部を助成する制度の申請等を受付けている。

令和6年度 申請件数：1件

令和5年度 申請件数：3件

7 在宅医療推進事業

所内に設置した「地域在宅医療支援センター」において、在宅医療を希望する患者及びその家族等の相談・支援に対応し、療養上の悩みや不安の解消、在宅医療の普及啓発、医療機関や関係機関相互の連携を目的に、様々な取組みを実施している。令和6年度の主な取組みは以下のとおり。

(1) 相談窓口対応や家庭訪問の個別支援

相談実績

| 年度 | 電話相談 | 面接相談 | 家庭訪問 |
|-------|--------------|-------------|-------------|
| 令和6年度 | 115件 (実数30件) | 40件 (実数33件) | 26件 (実数14件) |
| 令和5年度 | 147件 (実数44件) | 28件 (実数25件) | 55件 (実数28件) |

(2) 宗像・遠賀地域在宅医療推進協議会（難病対策地域協議会）

年1回、医療・介護・行政等の関係機関が連携し、地域の実情に応じた難病患者（児）者の在宅医療体制の整備を推進することができるよう協議会を開催している。

委員選出区分：医療関係（医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション）、介護関係者（介護支援専門員協会）、福祉関係者（基幹型相談支援センター）、市町行政（市町福祉担当課）、福岡県難病医療連絡協議会

| 開催日・場所 | 内 容 | 委員数 |
|-----------------|--|-----|
| R7.2.5 オンライン | 1 事業報告 令和6年度在宅医療推進事業、難病対策事業 2 協議事項 市町における難病患者等の災害対策について | 18名 |

(3) 宗像地域訪問看護ステーション管理者等交流会

訪問看護ステーション間の親睦を深めることを目的に開催

| 開催日・場所 | 内 容 | 対象者 | 参加者数 |
|--------------------------------|--|----------------------|-------------|
| R6.6.17 宗像地域医療センター4階 会議室 | ・事業所間紹介 ・情報提供（災害等発生時の対策と看護ケア情報の更新について） ・意見交換 | 宗像地域の訪問看護ステーション 20か所 | 9事業所 11名 |

(4) 地域在宅医療支援センター強化事業

管内市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業が効果的・積極的に実施できるよう、在宅医療・介護連携推進員を配置し、更なる事業推進に取り組んでいる。

ア 市町の在宅医療・介護連携推進事業の進捗管理

市町の在宅医療・介護連携推進事業の進捗を把握し支援を行うため、管内各市町や医師会にヒアリングを実施。実施期間：令和6年7月下旬～9月上旬

イ 各種会議への出席

(7) 宗像地域

- ① 宗像医師会在宅医療連携拠点事業室運営委員会 年3回
- ② 地域リーダー会議 年3回
- ③ 多職種連携会議 年4回
- ④ 地域ケア会議 年8回

(4) 遠賀中間地域

- ① 在宅医療介護連携推進協議会 年1回
- ② 在宅医療介護連携推進協議会専門部会 年3回、事前打ち合わせ会議 年3回
- ③ 在宅医療・介護連携推進事業管理者会議 年1回
- ④ 地域ケア会議 年3回
- ⑤ 訪問看護ステーション管理者会議 年10回

(5) 災害等時発生時の対策

県では、在宅療養（児）者の生命・健康維持の観点から、災害等による停電が起こった場合に地域の在宅人工呼吸器等使用患（児）者の安全な療養生活を守り、万が一の生命の危機を避けるために、災害時の緊急連絡体制を整えている。

当所は、有事の際、管内の訪問看護ステーション（49 か所）に連絡し、被災状況を把握（予想される時は事前の注意喚起）し、対象（児）者の避難状況及び安否確認や停電の有無、時間、回復状況等の確認している。避難が必要な事例が生じた場合、関係機関（市町や訪問看護ステーション、県難病診療連携コーディネーター）と調整し、安全の確保に努めている。

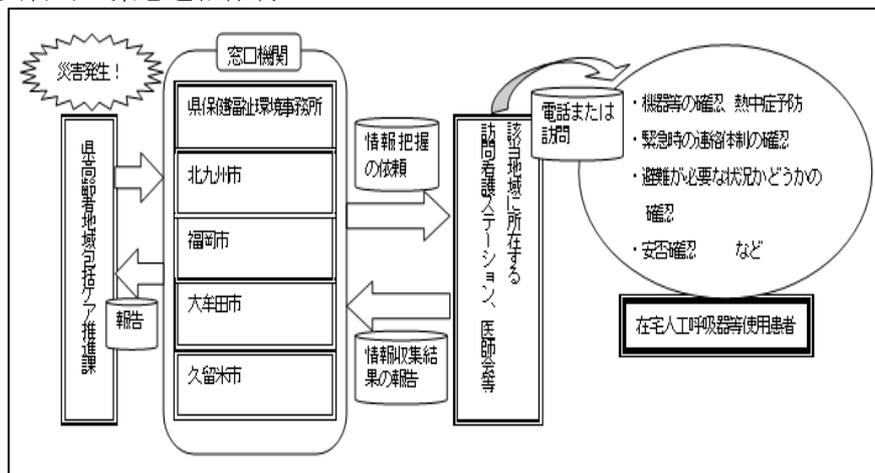
（実績）

令和6年度：6回

（6/28 大雨等災害、7/2 大雨等災害、8/28 台風10号暴風大雨、11/1 台風21号警報級の大雨、1/10 暴風雪・暴風、2/3 積雪）

（参考）令和5年度：3回（6/30 大雨等災害、7/10 大雨等災害、8/9 台風6号暴風大雨）

災害時の緊急連絡体制



(6) その他会議への出席

ア 福岡県地区別小児等在宅医療推進検討会議（福岡地区） 年2回

イ 福岡県地区別小児等在宅医療推進検討会議（北九州地区）年2回

8 精神保健福祉業務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法という。）に基づき、精神障がいのある人の権利の擁護を図り、医療・保護及び社会参加の促進、住民の精神的健康の保持・増進を図るための業務を行っている。

(1) 精神医療対策

ア 精神科病院月報の受理

管内 4 病院から毎月、病床数、入院患者数、通院患者数の報告を受理している。

表 管内精神科病床数(令和 7 年 3 月末現在) 表 令和 7 年 3 月の管内精神科病院通院患者数

| | | |
|--------|-------|-------|
| 精神科病床数 | 延人員 | 実人員 |
| 1,328 | 7,482 | 3,971 |

表 管内精神科病院の入院形態別入院患者数（令和 7 年 3 月末現在）

| 措置入院 | 医療保護入院 | 任意入院 | その他 | 計 |
|------|--------|------|-----|-------|
| 4 | 346 | 726 | 0 | 1,076 |

イ 措置入院に関する申請・報告等

精神保健福祉法に基づく申請・通報の受理、事前調査、入院措置に係る事務、措置入院者の症状消退届に係る面接調査、措置解除等の事務等を行っている。

表 精神障がい者に係る申請・通報・届出件数及び処理状況（令和 6 年度）

| | 件数 | 合計 | 措置入院 | | | |
|-----------|----|----|------------|-----------|------------|-------------|
| | | | 措置診察 不要 | 要措置 診察 | 措置入院 該当 | 措置入院 非該当 |
| 第 22 条 | 0 | 26 | 12 | 14 | 8 | 6 |
| 第 23 条 | 20 | | | | | |
| 第 24 条 | 1 | | | | | |
| 第 26 条 | 5 | | | | | |
| 第 26 条の 2 | 0 | | | | | |

第 22 条：一般人からの申請 第 23 条：警察官からの通報
 第 24 条：検察官からの通報 第 26 条：矯正施設からの通報（拘置所、刑務所、少年院等）
 第 26 条の 2：精神病院管理者の通報

ウ 医療保護入院に関する届出・報告等

入退院届及び定期病状報告等の受理・進達等の事務を行っている。

エ 精神科病院の実地指導

管内 4 か所の精神科病院に対し、入院制度等の適正な運用が図られるよう、精神保健福祉法第 29 条の 4、第 38 条の 6 の規定及び関係通知に基づき実地指導及び現地診察を行っている。

表 現地診察実施件数（令和 6 年度）

| 措置入院者 | 医療保護入院者 | 任意入院者 | 計 |
|-------|---------|-------|----|
| 6 | 13 | 3 | 22 |

オ 精神科病院における虐待通報対応

令和6年4月1日から病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合、都道府県等への通報などが義務化され、こころの健康づくり推進室内（令和7年6月2日～精神保健福祉センター内）に虐待通報・届出専用ダイヤルが設置された。

当所では、当該ダイヤルにおいて虐待が疑わしいと判断された事案について、事実確認等を行っている。なお、虐待が疑わしいと判断した場合は、県による虐待対応ケース会議が開催され、虐待事実の判断および対応方針が決定される。

(2) 社会復帰対策

ア 精神障がい者社会復帰促進事業

① 精神障がい者地域支援実務者会議

長期入院者がスムーズに退院できる仕組み及び精神障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる支援体制を構築することを目的として実施している。

令和6年度は下記のとおり講話と報告を実施した。

| 開催日・場所 | 内 容 | 参加者 |
|-------------------------------------|--|--|
| 令和6年 9月13日 宗像総合庁舎 大会議室 | <p>(1) 講話 「油山病院における地域移行支援の取組」 講師・アドバイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油山病院 地域医療連携部 精神保健福祉士 石田 朱織 氏 ・油山病院 地域医療連携部 医療福祉相談課 課長 本田 耕太 氏 <p>(2) 報告 「宗像市における地域移行支援の取組」 報告者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗像市 健康福祉部 福祉政策課 主幹兼障害者福祉係長 甲斐田 修 氏 ・宗像病院 相談室・地域連携室 係長 豊永 希未子 氏 ・福間病院 地域医療連携室 室長 岸ノ上 陽一 氏 | <p>精神科病院、訪問看護ステーション、地域活動支援センター、相談支援事業所、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、市町（福祉、保健担当）等職員 計51名</p> |

② 保健・医療・福祉関係者による協議の場

国の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」に位置付けられている協議の場として、保健所運営協議会精神保健福祉部会において、当所の事業実績、次年度計画等について協議を行っている。

③ 社会資源一覧の作成・更新

管内の精神科医療機関、訪問看護ステーション、障がい福祉サービス事業所、就労相談等の社会資源情報一覧を作成、更新している。

また、アルコール依存症等の依存症に関する社会資源情報一覧も作成、更新している。

イ 地域定着推進事業

① 処遇プラン普及事業

精神障がいのある人の再入院を防止し、退院後の地域生活を継続させるために、本人の病状悪化の兆候、悪化時における各関係者の対応方法を盛り込んだプランを作成し、関係機関で共有することにより、早期に医療機関へつなぐための仕組みをつくることを目的としている。

② こころの健康手帳活用事業

精神障がいのある人が主体的に安定した地域生活を継続できるように、精神障がいのある人自らが今後の目標や支援してもらいたいことなど希望する支援がうけられるよう、「こころの健康手帳」を作成している。この手帳を活用することにより、関係機関が連携して支援を行っていく仕組みをつくることを目的としている。

③ 精神障がいのある人の退院後支援計画の策定

「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」に基づき、緊急措置入院を含む措置入院患者のうち同意を得られた者を対象に、退院後支援計画を作成し、計画に基づく支援を行っている。令和6年度は、本人説明用のチラシを活用し、2名に対し退院後支援計画を作成した。

ウ 市町村支援

① 宗像市障害者自立支援協議会

宗像市は、令和5年度に障害者自立支援協議会に地域移行・地域生活支援部会を設置し、部会内に協議の場として「宗像市精神障がい者支援連携会議」を設置した。

令和6年度は、管内精神科病院の長期入院患者（65歳未満、1年以上）の地域移行・地域定着支援に取り組むことを目的に、宗像市が入院患者の面接を実施しており、当所職員も面接に同席した。また、標記協議会全体会、協議会内の地域移行・生活支援部会、部会内の宗像市精神障がい者支援連携会議に各1回参加した。

② 遠賀中間地域障がい者支援協議会

遠賀中間地域では、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るため、中間市、遠賀郡4町が合同で標記協議会を設置している。当所は標記協議会に委員として参加している。

令和6年度は、協議会主催の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」勉強会の実施に係る相談に応じ、実施に向けた講師との調整や打合せを支援した。

③ 宗像・遠賀ブロック地域保健師研究協議会

令和6年度、管内市町の保健師で構成される標記協議会の要望を受け、「精神保健福祉法改正に伴う市町村での精神保健相談について」の講義及び当所と管内市町が協働して対応した事例紹介を実施した。精神保健に係る相談支援体制の整備には、相談を確実に適切な支援につなげ、医療を含めた課題を解決できるようにする保健と福祉の庁内連携が必要であることを共有した。

④ 福津市障害者支援連携会議（福津市居宅介護グループ勉強会）

令和6年度、福津市基幹相談支援センターが主催する、障がい児者への支援体制の強化、生活課題、地域課題の解消等を目的とした標記会議からの依頼を受け、居宅介護事業所等の職員を対象とした「精神疾患の基礎知識」に関する講演を実施した。

(3) 心の健康づくり推進対策

心の健康および精神障がいに対する正しい知識の普及と心の健康に関する相談等を行っている。

ア 精神保健福祉相談

定例相談として、精神科医による個別相談を予約制で実施している。また、その他の相談は保健師が所内面接、電話等で相談対応している。

表 精神保健福祉相談件数（延数）（令和6年度）

| | 社会 復帰 | 老人 精神 | 思春期 | アルコ ール | 薬物 | ギャン ブル | 心の健康 づくり | その他 | 合計 | |
|-------------|----------|----------|-----|-----------|----|-----------|-------------|-----|-----|-------|
| 定例 | 2 | | | | 0 | 0 | 5 | 0 | 7 | |
| 定 例 外 | 面接 | 43 | 1 | 1 | 9 | 0 | 2 | 5 | 22 | 83 |
| | 電話 | 929 | 39 | 6 | 53 | 4 | 3 | 110 | 320 | 1,464 |

イ 訪問指導

精神障がいのある人の自宅等へ訪問し、地域で安心して生活できるように本人や家族等への相談支援を行っている。

表 訪問件数（延数）（令和6年度）

| 種別 | 社会 復帰 | 老人 精神 | 思春期 | アルコ ール | 薬物 | ギャン ブル | 心の健康 づくり | その他 | 合計 |
|------|----------|----------|-----|-----------|----|-----------|-------------|-----|-----|
| 延べ件数 | 148 | 4 | | 3 | | | 6 | 29 | 190 |

ウ 関係者によるケース会議

対象者へより良い支援を行うため、個別事例の情報を共有し、課題の明確化等のアセスメントを行い、支援方針や役割分担を協議する会議に参加（当所開催含む）している。

表 ケース会議実施状況（令和6年度）

| 参加（開催含む）回数 | 対象者実人数 | 対象者延べ数 | 主な参加者 |
|------------|--------|--------|------------------------------|
| 45 | 26 | 45 | 病院、相談支援事業所、訪問看護ステーション、行政の職員等 |

エ 普及啓発事業

① こころの健康づくり講演会

住民、関係機関職員等が、精神障がいに対する理解を深めることを目的に、情報提供等を行っている。令和6年度は「生きづらさを抱える方の理解と支援」をテーマに、支援者を対象に下記の通り研修会を実施した。

| 開催日・場所 | 内容 | 講師 | 対象者 |
|-----------------------------------|---|--|--|
| 令和7年 1月30日 メイトム宗像 多目的ホール | (1) 講話 「生きづらさを抱える方の理解と支援～不登校、ひきこもりってなに？」 (2) 対談 「生きづらさと周りの人にしてほしいこと」 | (1) 講師 教育文化研究所 代表 長阿彌 幹生氏 (2) 対談 ・教育文化研究所 代表 長阿彌 幹生氏 ・ひきこもり経験者 児玉 光司氏 | 精神科医療機関、市町村（障がい福祉、ひきこもり、健康、母子、教育担当）、社会福祉協議会、相談支援事業所、訪問看護ステーション等職員 計 64名 |

② こころの健康づくり大会

福岡県では、精神障がいのある方が暮らしやすい社会をつくり、自立と社会参加を促進するとともに、県民の精神保健の向上を図ることを目的として、毎年標記大会を開催している。

令和6年度は、福岡ブロックが開催地となり、こころの健康づくり推進室とともに当所が事務局を担当した。

| 開催日・場所 | 内容 | 記念講演講師 | 対象者 |
|---|--|--------------------|----------------------|
| 令和6年 11月6日 なみきスクエア なみきホール (福岡市東区) | (1) 福岡県知事表彰・福岡県 地域精神保健協議会長表彰 (2) ミニコンサート (3) 記念講演 「ゼロからの再出発」 | 株式会社山口達也 山口 達也氏 | 県民・関係機関職員等 計 436名 |

オ 家族会等への支援

管内家族会活動への支援を随時行っている。

(4) 自殺対策事業

ア ハイリスク者支援事業

① 地域におけるハイリスク者支援のための連携強化会議

精神保健福祉部会において、自殺者数の動向についての情報提供及び当所の取組、次年度計画等について協議を行っている。令和6年度は福岡県自殺対策計画(第2期)、全国、福岡県、当所管内における自殺の現状と課題、管内での取り組みに関する情報共有と協議を行った。

② 自殺未遂者支援研修会(北九州ブロック)

自殺未遂者に関わる関係機関及び医療従事者が、自殺の再企図を予防するための具体的な方法や基礎知識を習得するとともに、地域での円滑な連携の促進を図ることを目的に、自殺未遂者支援研修を開催(当所と京築保健福祉環境事務所が毎年交互に事務局を担当)している。

| 開催日・場所 | 内容 | 参加者 |
|---|---|---|
| 令和6年 10月30日 宗像総合庁舎 大会議室 WebexMeetings を用いたハイブリット開催 | (1) 講話 「自殺の現状と自殺未遂者支援の重要性」 産業医科大学 精神医学 教授 吉村 玲児氏 (2) 講話・演習 「自殺未遂者への対応について」 産業医科大学病院 医療支援課 精神保健福祉士 末永 卓也氏 | 救急告示医療機関、精神科医療機関、警察署、消防署、市町(障がい福祉、健康づくり、生活支援)、地域包括支援センター、社会福祉協議会、相談支援事業所、訪問看護ステーション、自立相談支援機関、教育事務所 等職員 計 59名 |

イ 悩みごと相談促進事業(普及啓発)

自殺予防週間(9月10日～16日)及び自殺対策強化月間(3月)に、自殺に係る相談窓口や自殺防止に係る対応方法等の普及啓発を行っている。令和6年度は、宗像総合庁舎1階ロビーにおいて啓発グッズを配置する他、管内市町村や公共施設、大型商業施設等にポスターを配布した。

ウ 地域における見守り強化事業

① ゲートキーパーセミナー

自殺についての基本的な知識を学ぶことで、自殺への偏見をなくすとともに、周囲の者の自殺のサインに気づき対応できる人（ゲートキーパー）を増やすことを目的に実施している。

| 開催日・場所 | 内容 | 対象者 | 受講者数 |
|---------------------------------|--|-------------|------|
| 令和6年11月8日 福岡教育大学 大講義棟大I教室 | 演題「大学生のこころの危機」 講師：福岡県立大学人間社会学 教授 小嶋 秀幹 氏 | 福岡教育大学学生 | 144名 |
| 随時 | ゲートキーパーセミナー | 当所で実習した看護学生 | 16名 |

② 市町村支援

市町村の自殺対策協議会等への参加や、地域自殺対策計画作成、市町村主催のゲートキーパーセミナー実施に対する支援を行っている。

| 開催日・場所 | 内容 | 参加者 |
|---------------------------------|--|--|
| 令和6年 11月13日 遠賀町中央公民館 大ホール | (1) 講義「自殺の現状とゲートキーパーについて」 講師：当所職員 (2) 講義「気づいていますか？こころのサイン～知って得するストレス対処法～」 講師：西南学院大学 人間科学部 心理学科 教授 浦田 英範氏 | 民生委員、学校教職員、行政職員、自治会 員、高齢者施設等職 員、ボランティア等 計102名 |

(5) アルコール依存症対策事業

令和4年3月に策定された「第2期 福岡県アルコール健康障がい対策推進計画」に基づき、アルコール依存症の早期発見・早期受診の促進、支援者の対応力の向上、アルコール健康障がいの予防などの課題の解決に向けた取組みを行っている。

ア 普及啓発事業

① アルコール問題に関する研修会

アルコール問題を抱える人の家族や支援者が正しい知識と対応方法について学ぶことを目的に研修会を実施した。

| 開催日・場所 | 内容 | 対象者 | 受講者数 |
|------------------------------------|---|--|------|
| 令和6年 11月21日 メイトム宗像 202会議室 | 講話 「アルコール依存症の基礎知識と依存症者 とのかかわり～HAPPYプログラムについて ～」 講師：一本松すずかけ病院 看護師長 鈴木 貴之氏 | 当事者及び家族、自助グ ループ会員（断酒会、 AA）、市町・医療機関・ 訪問看護ステーション、 障害福祉サービス事業 所・居宅介護支援事業所 等職員 | 計25名 |
| 令和6年 12月20日 メイトム宗像 202会議室 | (1) 講話 「アルコール依存症と家族支援～CRAFTに ついて～」 講師：一本松すずかけ病院 看護師長 鈴木 貴之氏 (2) 自助グループの紹介及び体験発表 講師：宗像断酒友の会 会長 青谷 知典氏 | 当事者及び家族、自助グ ループ会員（断酒会、 AA）、市町・医療機関・ 訪問看護ステーション、 障害福祉サービス事業 所・居宅介護支援事業所 等職員 | 計26名 |

② アルコール問題に関する研修会での資料配布、配架

③ パネル展示

アルコール関連問題啓発週間（11月10日～11月16日）に宗像総合庁舎1階ロビーにおいて、お酒と健康に関するパネル展示、パンフレットの配布等を行った。

イ 相談支援体制の強化事業

① 自助グループの相談対応力向上研修事業

自助グループの断酒継続を支援するため、断酒会・家族会へ参加し、当所の取り組みの紹介、連携強化を図った。

② 中小企業への減酒支援

産業医がいない50人未満の事業所における減酒支援の取り組みを推進するため、ミニ講座を実施している。

(6) 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業

平成24年2月に策定された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づき、アルコール健康障がい予防・早期発見に資することを目的に、飲酒運転違反者に対する飲酒行動に関する指導を実施している。

令和6年度の実施件数は18件であった。

(7) ひきこもり対策推進事業

本県では、平成22年度から精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを、令和2年7月から筑豊地域と筑後地域の2か所にサテライトオフィスを設置しており、各地域のひきこもり相談窓口として支援を行っている。

令和6年度は、当所と福岡県ひきこもり地域支援センターの共催で、ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議を実施した。

| 開催日・場所 | 内容 | 対象者 | 受講者数 |
|--------------------------------------|--|---|------|
| 令和6年 12月4日 宗像市役所 103会議室 | (1)説明「本県のひきこもり支援対策について」 講師：福岡県保健医療介護部 健康増進課 こころの健康づくり推進室 (2)報告「ひきこもりの支援機関からの事例報告」 講師：福津市健康福祉部福祉課生活相談係、 福岡県ひきこもり地域支援センター (3)事例提供・意見交換 「多機関で連携して支援をしている事例について」 ファシリテーター： 中間市市民生活相談センター(NPO法人抱樸) センター長・主任相談員 田口 嗣業氏 事例提供者： 福津市基幹相談支援センター センター長 小石原 宏明氏 | 市町村、 地域包括 支援セン ター、 社会福祉 協議会 等職員 | 計31名 |

※参考資料

表 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定者数・精神保健福祉手帳所持者数
(令和6年度末現在 ※未確定数)

| 市町名 | 自立支援医療費支給認定者数 (精神通院医療) | 精神保健福祉手帳所持者数 | | | |
|-----|---------------------------|--------------|-------|-------|-------|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
| 中間市 | 953 | 29 | 325 | 232 | 586 |
| 宗像市 | 1,847 | 66 | 564 | 518 | 1,148 |
| 福津市 | 1,190 | 41 | 379 | 276 | 696 |
| 芦屋町 | 237 | 1 | 78 | 69 | 148 |
| 水巻町 | 679 | 18 | 244 | 156 | 418 |
| 岡垣町 | 630 | 15 | 227 | 140 | 382 |
| 遠賀町 | 341 | 4 | 109 | 89 | 202 |
| 合計 | 5,877 | 174 | 1,926 | 1,480 | 3,580 |

IV 保健衛生

1 食品衛生業務

食品衛生法に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的に次の業務を実施している。

(1) 営業許可及び営業届出

食品衛生法に基づく営業許可業種に対して、新規及び更新の許可業務を行っている。許可業種以外の営業については営業届出の受付業務を行っている。

令和3年6月から、食品衛生法に基づく営業許可業種の見直し及び営業届出制度が創設された。

(2) 監視指導

年間計画に基づき、食品衛生監視員（5名）が食品営業施設、大量調理施設（特定給食施設を含む）等に対して、衛生管理、食品表示等に重点を置いた監視指導を実施し、また、検査のための食品収去業務を行っている。

ア 食品関係営業施設数（令和7年3月31日現在）

【新制度による許可・届出施設】

| | | | | |
|--------|-----------------|------------|-------------|-----|
| 営業許可施設 | 飲食店営業 | 1,639 | 冰雪製造業 | 0 |
| | 調理機能を有する自動販売機営業 | 13 | 液卵製造業 | 1 |
| | 食肉販売業 | 72 | 食用油脂製造業 | 2 |
| | 魚介類販売業 | 100 | みそ又はしょうゆ製造業 | 2 |
| | 魚介類競り売り業 | 1 | 酒類製造業 | 6 |
| | 集乳業 | 0 | 豆腐製造業 | 4 |
| | 乳処理業 | 0 | 納豆製造業 | 0 |
| | 特別牛乳搾取処理業 | 0 | 麺類製造業 | 10 |
| | 食肉処理業 | 8 | そうざい製造業 | 160 |
| | 食品の放射線照射業 | 0 | 複合型そうざい製造業 | 1 |
| | 菓子製造業 | 293 | 冷凍食品製造業 | 49 |
| | アイスクリーム類製造業 | 6 | 複合型冷凍食品製造業 | 0 |
| | 乳製品製造業 | 1 | 漬物製造業 | 75 |
| | 清涼飲料水製造業 | 3 | 密封包装食品製造業 | 16 |
| | 食肉製品製造業 | 3 | 食品の小分け業 | 9 |
| | 水産製品製造業 | 68 | 添加物製造業 | 0 |
| 営業届出施設 | 旧許可業種 | 食肉販売業（包装） | 124 | |
| | | 魚介類販売業（包装） | 103 | |
| | | 乳類販売業 | 230 | |
| | | 冰雪販売業 | 2 | |
| | | 自動販売機 | 140 | |
| | 販売業 | 971 | | |
| | 製造・加工業 | 318 | | |
| その他 | 243 | | | |

【旧制度による許可施設】

| | | | | |
|--------|-------------|-----|-------------------|----|
| 営業許可施設 | 飲食店営業 | 943 | 食品の放射線照射業 | 0 |
| | 喫茶店営業 | 20 | 清涼飲料水製造業 | 1 |
| | 菓子製造業 | 129 | 乳酸菌飲料製造業 | 0 |
| | あん類製造業 | 1 | 冰雪製造業 | 1 |
| | アイスクリーム類製造業 | 1 | 食用油脂製造業 | 0 |
| | 乳処理業 | 0 | マーガリン又はショートニング製造業 | 0 |
| | 特別牛乳搾取処理業 | 0 | みそ製造業 | 7 |
| | 乳製品製造業 | 1 | 醤油製造業 | 2 |
| | 集乳業 | 0 | ソース類製造業 | 0 |
| | 食肉処理業 | 8 | 酒類製造業 | 3 |
| | 食肉販売業 | 56 | 豆腐製造業 | 2 |
| | 食肉製品製造業 | 2 | 納豆製造業 | 0 |
| | 魚介類販売業 | 75 | めん類製造業 | 4 |
| | 魚介類せり売り業 | 0 | そうざい製造業 | 49 |
| | 魚肉練り製品製造業 | 0 | 缶詰、瓶詰食品製造業 | 1 |
| | 食品の冷凍又は冷蔵業 | 13 | 添加物製造業 | 1 |

イ 食品衛生監視員活動状況（令和6年度）

| 調査・監視指導 | 営業許可施設 | その他の営業施設 |
|-----------------------------------|--------|----------|
| 実施施設数 | 1378 | 434 |
| 苦情件数（有症苦情、異物混入、施設の衛生、食品の腐敗、異味異臭等） | 58 | |
| 相談件数（営業許可、規格基準、食品表示に関する事、体調不良等） | 101 | |
| 食中毒（疑）調査（管外発生食中毒の関連調査を含む） | 17 | |
| 処分件数（営業許可取消、営業禁止、営業停止、改善命令、廃棄回収他） | 1 | |

ウ 食品収去検査（令和6年度）

| | 検体数 | 不適検体数 | | |
|--|-----|-------|-----|------|
| | | 法*① | 県*② | 表示*③ |
| 弁当（調理ご飯、調理パン） | 16 | | 2 | |
| 惣菜（加熱済、未加熱） | 62 | | 2 | |
| 魚介類及びその加工品 （調理鮮魚介類生食用、その他の魚介類、練り製品） | 10 | | | |
| 肉・卵類及びその加工品 （獣鳥類の肉及び内臓、その他の食肉製品） | 14 | | | |
| アイスクリーム類、氷菓（ソフトクリーム） | 3 | | | |
| 穀類及びその加工品（生めん、ゆでめん） | 4 | | | |
| 野菜類及びその加工品（包装豆腐、その他の豆腐等） | 27 | | 1 | |
| 菓子類（生菓子、油菓子） | 17 | | | |
| 冷凍食品 | 6 | | | |
| 清涼飲料水 | 0 | | | |
| おもちゃ | 0 | | | |
| 合計 | 159 | 0 | 5 | 0 |

- *①：食品衛生法規格基準
- *②：県指導基準
- *③：食品表示法(食品表示基準)

不適合項目は一般細菌数、大腸菌群である。不適合の項目のうち、一般細菌数及び大腸菌群は、食品の取扱いが不適切であることが主たる原因であるため、不適検体の収去先に対し衛生指導を行っている。

(3) 自主管理体制の強化と衛生教育

食品営業者は施設の衛生管理、清潔な食品の取扱い等管理運営の基準を遵守し、安全な食品を消費者に提供することが重要であることから次のことを実施し、自主管理体制の強化に努めている。

ア 衛生教育

食品衛生知識の普及向上を図るため、宗像・遠賀食品衛生協会と協力して、営業者・従事者等を対象に食中毒予防講習会、食品衛生責任者養成講習会等を開催している。

また、許可不要業種、消費者等に対する食品衛生講習会も開催している。

衛生教育状況（令和6年度）

| | | |
|------------------|-----------|----------|
| 実 施 対 象 | 食品営業者 | 865名（5回） |
| | 特定給食施設従事者 | 0名（0回） |
| | 消費者等 | 33名（2回） |
| | 計 | 898名（7回） |

イ 指導育成

宗像・遠賀食品衛生協会の指導育成に努め、指導員と協力し、巡回指導を実施し自主管理表の点検を推進している。

2 動物関係業務

(1) 狂犬病予防業務

管内の市町、福岡県獣医師会と連携し、犬の狂犬病予防集合注射の実施を支援している。

また、犬の捕獲業務の他、犬の放し飼い等の不適正な飼い方への予防対策として巡回、指導及び早朝等捕獲等を行っている。

(2) 動物愛護管理業務

近年は、犬の苦情よりも猫の苦情の方が多く状況にあり、管内市町と協力して、猫の飼い主等に対して適正飼養や地域猫活動についての助言や指導を行っている。平成26年度から始まった福岡県地域猫活動支援事業には、令和6年度は2町から2地区の申請があった。

平成25年の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」）の改正により、犬猫の引取りの拒否ができるようになったため、所有者へ終生飼養や譲渡先を見つけるよう指導助言を行っており、引取り数は年々減少している。

福岡県動物愛護推進協議会宗像・遠賀支部の活動として、県知事から委嘱された動物愛護推進員と共に、動物の愛護と適正飼養等の普及啓発活動を実施している。令和6年度は、犬のしつけ方教室（4回コース）1回、学童保育所における動物愛護教室8回、動物セミナー1回及び福岡県宗像総合庁舎ロビーでの啓発資料展示を実施した。

また、動物愛護管理法の遵守の徹底を図るため、第一種動物取扱業者の登録、監視指導を行っている。

【狂犬病予防及び動物愛護管理関係】

（令和7年3月31日現在）

| | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 合計 |
|-----------|------|------|------|-----|------|------|------|-------|
| 畜犬登録 | 2210 | 5543 | 3981 | 549 | 1281 | 1636 | 1203 | 16403 |
| 狂犬病予防注射頭数 | 1104 | 3582 | 2951 | 313 | 1009 | 898 | 805 | 10662 |
| 捕獲頭数 | 4 | 6 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 | 17 |
| 返還頭数*1 | 3 | 6 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 | 16 |
| 咬傷犬 | 1 | 12 | 7 | 3 | 5 | 1 | 2 | 31 |
| 被咬傷者数 | 1 | 8 | 4 | 2 | 3 | 1 | 2 | 21 |
| 引取り成犬 | 5 | 8 | 4 | 0 | 1 | 4 | 1 | 23 |
| 引取り子犬 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 引取り成猫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 引取り子猫 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 負傷成犬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負傷子犬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負傷成猫 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 負傷子猫 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 返還頭数*2 | 5 | 4 | 6 | 0 | 1 | 2 | 1 | 19 |

犬猫引取数は、飼主依頼、所有者不明依頼を合算したもの

*1 狂犬病予防法に基づき抑留された犬の返還頭数

*2 動物愛護管理法に基づき所有者に返還した犬猫の頭数

【第一種動物取扱業登録件数】

（令和7年3月31日現在）

| | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 販売 | 13 | 22 | 17 | 2 | 4 | 9 | 9 | 76 |
| 保管 | 18 | 19 | 20 | 5 | 5 | 4 | 3 | 74 |
| 貸出 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 8 |
| 訓練 | 1 | 7 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 13 |
| 展示 | 3 | 5 | 7 | 1 | 0 | 4 | 1 | 21 |
| 譲受飼養 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |

3 生活衛生業務

環境営業六法（理容師法・美容師法・クリーニング業法・旅館業法・公衆浴場法・興行場法）、化製場等に関する法律、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律等に基づき、各施設の許認可等や監視指導業務を行っている。

(1) 環境衛生営業関係施設

環境営業六法関係等の施設については、清潔で衛生的な構造施設の確保と衛生措置について定期的に監視指導を行っている。

【環境衛生営業関係施設数】 (令和7年3月31日現在)

| 区分 | 興行場 | 公衆浴場 | | 理容所 | 美容所 | クリーニング所 | | 旅館 | 遊泳用プール | 火葬場 |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|---------|-----|----|--------|-----|
| | | 普通 | その他 | | | 洗濯 | 取次所 | | | |
| 中間市 | 17 | 0 | 1 | 33 | 79 | 7 | 12 | 3 | 0 | 0 |
| 宗像市 | 1 | 0 | 13 | 62 | 172 | 5 | 16 | 35 | 6 | 2 |
| 福津市 | 11 | 0 | 3 | 39 | 137 | 4 | 17 | 16 | 0 | 0 |
| 芦屋町 | 2 | 0 | 4 | 14 | 22 | 1 | 3 | 6 | 1 | 0 |
| 水巻町 | 0 | 0 | 1 | 24 | 48 | 2 | 6 | 2 | 3 | 0 |
| 岡垣町 | 1 | 0 | 4 | 20 | 59 | 2 | 6 | 8 | 1 | 0 |
| 遠賀町 | 0 | 0 | 3 | 13 | 39 | 1 | 6 | 10 | 1 | 1 |
| 計 | 32 | 0 | 29 | 205 | 556 | 22 | 66 | 80 | 12 | 3 |

(2) 建築物における衛生的環境の確保

ビル管理関係については、建築物の衛生的環境等の適正な維持管理を図るため、知事登録業者や特定建築物の監視指導を行っている。

【特定建築物施設数】 (令和7年3月31日現在)

| 区分 | 興行場 | 百貨店 | 店舗 | 事務所 | 学校 | 旅館 | その他 | 計 |
|-----|-----|-----|----|-----|----|----|-----|----|
| 中間市 | 0 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 8 |
| 宗像市 | 0 | 5 | 7 | 3 | 2 | 3 | 3 | 23 |
| 福津市 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 3 | 10 |
| 芦屋町 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 5 |
| 水巻町 | 0 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 9 |
| 岡垣町 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 遠賀町 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | 2 | 15 | 16 | 10 | 3 | 4 | 11 | 61 |

【建築物環境衛生に係る知事登録営業所数】 (令和7年3月31日現在)

| 登録業種 | 件数 |
|--------------|----|
| 建築物清掃業 | 1 |
| 建築物飲料水貯水槽清掃業 | 6 |
| 建築物ねずみ昆虫等防除業 | 1 |
| 建築物排水管清掃業 | 1 |
| 計 | 9 |

4 水道業務

水道法に基づき、遠賀郡内の専用水道及び簡易専用水道の認可・届出の受理及び安全な飲料水の確保のために水道施設等の適正な維持管理を推進することを目的とした監視指導等を行っている。

なお、市区域については平成 25 年 4 月 1 日に権限移譲された。

【各種水道の普及状況】 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

| | 専用水道 | 簡易専用水道 | 合 計 |
|-----|------|--------|-----|
| 芦屋町 | 1 | 11 | 12 |
| 水巻町 | 3 | 19 | 22 |
| 岡垣町 | 1 | 21 | 22 |
| 遠賀町 | 0 | 19 | 19 |
| 計 | 5 | 70 | 75 |

5 結核対策事業

令和5年の全国結核罹患率は8.1であり、前年と比べ0.1減少し、令和3年から結核低まん延国の水準である10.0以下に達している。日本の結核罹患率は、米国等他の先進国の水準に年々近づき、近隣アジア諸国に比べても低い水準にある。近年の特徴としては、結核患者の高齢化が進んでおり、令和5年の全国の新登録結核患者のうち65歳以上の患者が占める割合は65%を超えている状況であり、当所管内においては90%以上を占めている。また患者の高齢化に伴う複雑な合併症を持つ結核患者への医療の提供、外国出生者の新登録結核患者数の増加や、超多剤耐性結核菌の出現等、結核対策の課題は多様化している状況にある。

このようななか、健康診断を確実に実施し、結核患者や感染者の早期発見・二次感染防止に努めるとともに、全結核患者に対し、個別毎に服薬支援計画を作成し、DOTS（直接服薬確認療法）を完全に実施するなど、治療完遂に向けた細やかな支援策が求められる。

(1) 年次別結核発生状況

| | 年 | 人 口 (各年10月1日現在) | 新規登録者 | | 結核登録者 | |
|---------|----|--------------------|--------|------|--------|------|
| | | | 登録者数 | 罹患率 | 登録者数 | 登録率 |
| 全 国 | R3 | 125,502,000 | 11,519 | 9.2 | 27,754 | 22.1 |
| | R4 | 124,947,000 | 10,235 | 8.2 | 24,555 | 19.7 |
| | R5 | 124,351,877 | 10,096 | 8.1 | 22,426 | 18.0 |
| 福 岡 県 | R3 | 5,123,371 | 535 | 10.4 | 1,214 | 23.7 |
| | R4 | 5,117,967 | 437 | 8.5 | 1,096 | 21.4 |
| | R5 | 5,106,912 | 429 | 8.4 | 1,022 | 20.0 |
| 宗像・遠賀地区 | R3 | 295,413 | 13 | 4.4 | 43 | 14.6 |
| | R4 | 295,624 | 21 | 7.1 | 38 | 12.9 |
| | R5 | 294,514 | 12 | 4.1 | 30 | 10.2 |
| 中間市 | R3 | 39,679 | 0 | 0.0 | 8 | 20.2 |
| | R4 | 39,240 | 3 | 7.6 | 4 | 10.2 |
| | R5 | 38,791 | 2 | 5.2 | 4 | 10.3 |
| 宗像市 | R3 | 97,029 | 3 | 3.1 | 14 | 14.4 |
| | R4 | 97,180 | 6 | 6.2 | 12 | 12.3 |
| | R5 | 97,075 | 2 | 2.1 | 6 | 6.2 |
| 福津市 | R3 | 67,689 | 2 | 3.0 | 8 | 11.8 |
| | R4 | 68,467 | 4 | 5.8 | 6 | 8.8 |
| | R5 | 68,611 | 5 | 7.3 | 7 | 10.2 |
| 芦屋町 | R3 | 13,293 | 2 | 15.0 | 3 | 22.6 |
| | R4 | 13,122 | 1 | 7.6 | 3 | 22.9 |
| | R5 | 12,854 | 1 | 7.8 | 4 | 31.1 |
| 水巻町 | R3 | 27,977 | 4 | 14.3 | 6 | 21.4 |
| | R4 | 27,950 | 2 | 7.2 | 5 | 17.9 |
| | R5 | 27,725 | 0 | 0.0 | 1 | 3.6 |
| 岡垣町 | R3 | 30,961 | 1 | 3.2 | 2 | 6.5 |
| | R4 | 30,983 | 1 | 3.2 | 2 | 6.5 |
| | R5 | 30,883 | 1 | 3.2 | 3 | 9.7 |
| 遠賀町 | R3 | 18,785 | 1 | 5.3 | 2 | 10.6 |
| | R4 | 18,682 | 4 | 21.4 | 6 | 32.1 |
| | R5 | 18,575 | 1 | 5.4 | 5 | 26.9 |

注) 罹患率=新登録患者数/人口×10万人、登録率=結核患者登録者数/人口×10万人

(2) 結核医療

「感染症の診査に関する協議会（結核の診査に関する専門部会）」を月2回開催し、結核の患者に対する就業制限、入院勧告及び入院期間の延長並びに結核医療の公費負担に関する必要な事項を審議している。併せて、結核医療公費負担申請に係る事務等を行っている。

(3) 管理検診及び接触者健康診断実施状況

発生届受理後積極的疫学調査を行い、結核に感染した疑いのある者に対して、感染や発病を調べるための健康診断を行っている。

また、治療を終了した結核患者や治療中断による病状不明者を対象に、一定期間管理健診等により病状を把握し、結核の再発防止に取り組んでいる。

実施状況（令和6年度）

| | 接触者健康診断 | 管理検診 |
|----------|---------|------|
| 受診者数（延べ） | 56 | 35 |

(4) 結核患者訪問・電話相談

保健師等が、訪問や電話により治療継続のための相談や支援を行っている。

実施状況（令和6年度）

| 区分 | 訪問 | 面接* | 電話 |
|-----|-----|-----|-----|
| 延件数 | 100 | 36 | 499 |

* 来所相談を含む

(5) 結核対策特別促進事業

ア 結核患者服薬支援事業（DOTS）

結核患者の治療の成功と結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的として、医療機関等と連携を図り服薬支援を行っている。

イ 一般普及啓発事業

結核患者の治療等に関わる可能性のある病院や管内市町村等の職員や住民へのパンフレット配布による啓発や出前講座等の普及啓発事業を実施している。

(6) 研修会

結核に関する研修会を実施している。

実施状況（令和6年度）

| | |
|------|---------------|
| 実施回数 | 5回 |
| 対象 | 介護施設関係機関の職員 他 |
| 受講者数 | 88人 |

6 感染症対策事業

感染症法に基づき感染症の発生の予防やまん延防止のため、取組や事業を行っている。

(1) 感染症発生時対応

感染症発生届受理後は、患者や患者家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のため積極的疫学調査を行うとともに、必要に応じ健康診断を実施している。

○年次別感染症発生状況（新型コロナウイルス感染症についてはR4.9.26以降、届出件数のみ計上）

| 区分 | 1類 | 2類 (結核除く) | 新型インフルエンザ等感染症 (R5.5.8から「5類感染症」に変更) | 3類 | 4類 | 5類(全数把握疾患) |
|------|----|--------------|---------------------------------------|-----------------------|---|--|
| R4年度 | 0 | 0 | 新型コロナウイルス感染症 (48107) | 7 腸管出血性大腸菌感染症(7) | 3 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)(1) レジオネラ症(2) | 14 侵襲性肺炎球菌感染症(1) 播種性クリプトコックス症(1) 百日咳(1) 梅毒(11) |
| R5年度 | 0 | 0 | 新型コロナウイルス感染症 (249) | 9 腸管出血性大腸菌感染症(9) | 3 レジオネラ症(3) | 38 アメーバ赤痢(1) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症(1) 百日咳(3) 梅毒(33) |
| R6年度 | 0 | 0 | — | 10 腸管出血性大腸菌感染症(10) | 0 — | 34 カルバペネム耐性腸内細菌感染症(1) 百日咳(2) 梅毒(31) |

() 内は件数

(2) 感染症予防啓発事業

ア 実地指導

医療機関や介護施設を巡回し、施設の感染症対策実施状況の確認と指導を行っている。

イ 研修会

社会福祉施設等の感染症対応力向上を目的に研修会を行っている。

実施状況(令和6年度)

| | |
|------|------------------------|
| 実施回数 | 1回 |
| 対象 | 介護老人福祉施設と介護老人保健施設の管理者等 |
| 参加者数 | 35名 |

ウ 社会福祉施設等への助言・指導

- ・感染症が発生した社会福祉施設等に対する感染対策の助言・指導を行っている。
令和6年度 43件(うち、現地での指導5件)
- ・感染対策研修会参加施設のうち、希望施設に実地研修を行った。
令和6年度 3施設

エ 感染管理認定看護師・保健所の情報共有会

地域の感染対策の向上並びに関係機関の連携推進を目的に行っている。
令和6年7月10日実施。感染管理認定看護師5名参加。

オ 各種感染症の情報提供

インフルエンザ、感染性胃腸炎、ダニ・蚊媒介感染症等各種感染症の情報について、注意喚起を目的に適宜、市町及び医療機関等に情報提供を行っている。

(3) 感染症発生動向調査事業

感染症の発生状況を把握するため、感染症発生届を受領した場合、感染症発生動向調査システムに届出内容の入力を行い、福岡県感染症情報センター(福岡県保健環境研究所)において収集・分析を行っている。

また、必要に応じ、医療機関から受領した検体を福岡県保健環境研究所において分析し、病原体の分離等の検査情報を医療関係者等に提供している。

(4) インフルエンザ様疾患発生報告事業

インフルエンザの発生状況の把握に資する情報として、学校等からインフルエンザ様疾患による休校、学年閉鎖等の情報を収集し県に報告、県が公表を行っている。

(5) 特定感染症（エイズ及び性感染症）予防事業

感染者の早期発見・早期治療を目的にエイズと性感染症の相談及び無料検査を実施するとともに、感染予防の啓発を行っている。

ア 特定感染症相談・検査件数

| 区分 | 相談件数 | 検査件数 | | | |
|-------|------|-------|------|---------|----|
| | | H I V | 性感染症 | | |
| | | | 梅毒 | 性器クラミジア | 淋菌 |
| 令和4年度 | 92 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 令和5年度 | 130 | 50 | 50 | 48 | 48 |
| 令和6年度 | 168 | 53 | 55 | 30 | 30 |

注) 令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受診者数制限を行った。また、緊急事態宣言中は中止した。

イ HIV予防普及啓発事業

① HIV検査普及週間(6月1日～6月7日)

・令和6年度は、定例時間外等の検査として、6月3日(月)に夜間検査を実施した。

② 世界エイズデー(12月1日)に向けた取組

・令和6年度は、定例時間外等の検査として、12月3日(火)に夜間検査を実施した。また、管内市町、公共施設等へのポスター等の配布、庁舎ロビーにてポスター等の展示やパンフレットの配布を行った。

(6) 予防接種事業

予防接種法に基づき、管内市町等への情報提供、調査、相談等を行い、定期予防接種の適切な実施の推進に努めている。

(7) 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成25年4月13日施行)及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年9月改定)に基づき、関係機関と連携し、有事の対応を行っている。また新型インフルエンザ等の患者発生を想定した訓練及び新型インフルエンザ等に関する連絡会議を例年実施している。令和6年度の取組は以下のとおり。

ア 地域新型インフルエンザ等対策連絡会議

参加機関：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、行政機関(市町・消防)、保健所

実施日：令和7年2月27日(木)

開催方法：ハイブリット開催

内容：(1) 報告事項：「令和6年度における当所感染症係の事業報告」

(2) 情報提供：「新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画について」

(3) 協議事項：「新興感染症発生時の管内の医療提供体制について～医療措置協定の締結状況を踏まえて～」

(4) その他

イ 地域新型インフルエンザ等対策実施訓練

参加機関：遠賀中間医師会、遠賀中間医師会おんが病院、医療機関、保健所

実施日：令和6年10月30日(水)

開催場所：遠賀中間医師会おんが病院

内容：(1) 新型インフルエンザ等感染症発生時対応訓練

(2) 訓練後の意見交換

ウ 新型コロナウイルス感染症対策について

令和元年12月に中国武漢市で肺炎患者の集団発生が報告され、日本では令和2年1月に「指定感染症」に指定された。また、令和3年2月には「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられた。

当所は、3年以上の長きに渡り、相談センターや受診調整、健康フォローアップ等の中心的な役割を担ってきたが、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応に移行していった。重症化リスクの高い方が入所している高齢者施設等への感染対策の指導は継続して実施した。

(8) 健康危機対処計画（感染症編）の策定

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）が成立し、感染症法、地域保健法等が改正された。

これらの法改正を踏まえて、令和5年4月「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、各保健所は、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、「健康危機対処計画（感染症編）」を策定することとなった。

当所においても、健康危機にしっかりと対応できる保健所体制を構築するため、新型コロナウイルス感染症対応の実績等を参考に、県での策定検討会議や所内ワーキング等で検討を重ね、感染症危機発生時の速やかな有事体制への移行や業務の効率化を盛り込んだ「宗像・遠賀保健福祉環境事務所健康危機対処計画（感染症編）」を策定した。

令和6年度は新興感染症の発生に備え、保健所職員の研修・訓練を以下のとおり行った。

令和6年9月3日、5日、18日、25日 「健康危機対処計画（感染症編）」について

令和7年3月17日 「個人防護具着脱及び公用車車両消毒訓練」

(9) 改正感染症法に基づく医療措置協定

令和4年12月に感染症法が改正され、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症発生・まん延時に、迅速かつ的確に医療提供体制を確保するため、平時から都道府県と医療機関とで医療提供の分担・確保に係る協定^(※)を締結することが法定化された（令和6年4月施行）。

当所では、新型コロナウイルス感染症で確保した最大規模（令和4年12月時点）の医療提供体制を目指し、できるだけ多くの医療機関と協定を締結するため、病院及び有床診療所に対しては事前調査結果を基に調整を行うとともに、地域新型インフルエンザ等対策連絡会議の中での協定締結状況の共有並びに締結数向上の取組みを行った。

^(※) 協定項目：病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣等

V 社会福祉

1 児童福祉業務

児童の健全な育成を図るため、児童福祉の普及啓発及び地域の子育て支援に努めている。

(1) 保育所関係事務

認可保育所の適切な運営、施設の充実、保育内容の向上、入所児童の適正な保育が行われるよう指導支援している。

届出保育施設等については、開設希望者への指導監督基準の説明・指導、運営状況報告の受理を行っている。

設置状況

(令和7年4月1日現在)

| | 認可保育所 | | | 認定こども園 | | | | | | 届出 保育 施設 等 |
|-----|-------|----|----|--------|----|---|------|----|---|---------------------|
| | | | | 幼保連携型 | | | 保育所型 | | | |
| | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 | |
| 中間市 | 1 | 4 | 5 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 宗像市 | 0 | 14 | 14 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 9 |
| 福津市 | 1 | 10 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 |
| 芦屋町 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 水巻町 | 1 | 3 | 4 | 0 | 3 | 3 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| 岡垣町 | 1 | 3 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 遠賀町 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | 4 | 41 | 45 | 0 | 9 | 9 | 0 | 2 | 2 | 47 |

(2) 児童扶養手当遺棄証明事務

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭が、児童扶養手当の申請を行う時に「児童扶養手当の遺棄の認定基準」に基づき実態調査の上、証明書を発行している。

(3) 母子生活支援施設・助産施設関係事務

生活上の問題を抱え、子供の養育が十分にできない母子世帯の自立を支援するため、母子生活支援施設へ入所措置している。

また、健康管理上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない町在住の妊産婦を助産施設に入所措置している。

2 母子・父子・寡婦福祉及び婦人相談業務

(1) 母子・父子・寡婦福祉業務

母子・父子・寡婦世帯の経済的自立とその児童の健全育成を図るため、生活相談に応じ、母子父子寡婦福祉資金の貸付業務を行っている。

また、母子・父子家庭の母及び父に対し、就労支援として自立支援給付金事業を行っている。

○ 相談件数 (令和6年度)

| 生活一般 | | | | | | | | | 児童 | | | | | | 合計 |
|------------|--------|-------|------------|------|-----|------------|--------------|------------|-------|---------|--------|--------|-----|--------------|----|
| 住宅 | 医療 | 家庭紛争 | 就労 | 結婚 | 養育費 | 借金 | その他 | 小計 | 養育 | 教育 | 非行 | 就職 | その他 | 小計 | |
| 27 | 10 | 109 | 287 (3) | 0 | 0 | 0 | 0 | 433 (3) | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 7 | |
| 経済的支援・生活援護 | | | | | | | | | その他 | | | | | | 合計 |
| 母子福祉資金 | 寡婦福祉資金 | 公的年金等 | 児童扶養手当 | 生活保護 | 税 | その他 | 小計 | 売店設置 | たばこ販売 | 母子世帯向住宅 | 母子福祉施設 | 生活支援施設 | 小計 | | |
| 750 | 7 | 0 | 4 | 3 | 0 | 284 (3) | 1,048 (3) | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 | 1,496 (6) | |

() 内は父子の相談件数 (再掲)

(2) 婦人相談業務

家族内の諸問題、離婚、住居、借金など様々な問題を抱える女性からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら自立に向けた支援に努めている。近年、社会情勢の変化に伴い相談対象者の範囲も拡大してきたが、内容の性質上問題が表面化しにくい面もある。また、家庭内の諸問題や取り巻く環境も複雑化し、様々な要素が絡んだ相談内容となっている。

○ 相談件数 (令和6年度)

| 人間関係 | | | | | | | | | | | | | その他 | | | | | | | | 合計 | |
|-------|---------|------|-----|--------|------|-----|------|-----------|-----|------|----------|------|------|-------|------|------|--------|------|----------|-------------|-----|----|
| 夫等 | | | 子ども | | | 親族 | | | その他 | | | | 住居問題 | 帰任先なし | 経済関係 | 医療関係 | 不純異性交遊 | 売春強要 | ヒモ・暴力団関係 | 5条違反(売春防止法) | | |
| 夫等の暴力 | 酒乱・薬物中毒 | 離婚問題 | その他 | 子どもの暴力 | 養育不能 | その他 | 親の暴力 | その他の親族の暴力 | その他 | 家庭不和 | その他の者の暴力 | 男女問題 | | | | | | | | | その他 | |
| 46 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 58 |

3 介護保険業務

(1) 介護サービス事業所指定等事務

介護サービス事業所の指定（事前協議、申請書受付、書類審査及び現地調査等）、変更等に係る事務を行っている。

届出申請件数（令和6年度）

| | |
|-------------|------|
| 新規指定審査 | 18件 |
| 変更届出審査 | 364件 |
| 休止届出審査 | 1件 |
| 廃止届出審査 | 14件 |
| 介護給付費に関する審査 | 450件 |

(2) 介護サービス事業所指定更新事務

介護保険制度の改正に伴い事業者規制の見直しの観点から、6年毎の指定の更新制が導入され、更新事務（申請書受付・進達）を行っている。

届出申請件数（令和6年度）

| | |
|--------|-----|
| 指定更新審査 | 34件 |
|--------|-----|

(3) 業務管理体制に関する進達事務

適切な事業運営のため、法令遵守責任者等を定める業務管理体制の届出に関する進達業務を行っている。

届出申請件数（令和6年度）

| | |
|----------------|-----|
| 業務管理体制届・変更届出進達 | 27件 |
|----------------|-----|

(4) 介護保険施設サービス指定等進達事務

進達件数（令和6年度）

| | |
|-------------|-----|
| 開設許可事項変更届 | 0件 |
| 新規指定 | 0件 |
| 指定更新 | 3件 |
| 変更届 | 58件 |
| 介護給付費に関する届出 | 38件 |

(5) 福岡県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込要領の配布事務

受験希望者に受験申込要領を配布している。

(6) 主治医研修

医師会が主催する、介護認定の主治医意見書に係る研修に対し、講師として職員を派遣している。令和6年度の講師派遣はなかった。

4 高齢者福祉業務

当所管内における高齢化は確実に進行しているが、市町において効率的な在宅福祉、施設福祉の総合的なサービスが提供されている。

また、老人の日事業として満100歳を迎える高齢者への記念品贈呈を行っており、令和6年度の対象者は140名であった。

高齢者の参加による「福岡県ねりんスポーツ・文化祭」の「スポーツ・文化交流大会（県大会）」及び「地区大会（市町村大会）」を市町の協力により開催した。

管内の高齢者人口

当所管内における 65 歳以上の高齢者人口は次のとおり。

福岡県高齢者人口等に関する調査 (令和 6 年 10 月 1 日現在)

| 市町名 | 総人口 (人) | 65 歳以上の人口 (人) | 高齢化率 (%) |
|-----|-----------|---------------|----------|
| 中間市 | 39,106 | 14,925 | 38.17 |
| 宗像市 | 96,732 | 29,724 | 30.73 |
| 福津市 | 69,129 | 18,990 | 27.47 |
| 芦屋町 | 12,788 | 4,195 | 32.80 |
| 水巻町 | 27,569 | 9,235 | 33.50 |
| 岡垣町 | 31,463 | 10,534 | 33.48 |
| 遠賀町 | 18,870 | 6,593 | 34.94 |
| 合計 | 295,657 | 94,196 | 31.86 |
| 県計 | 5,087,223 | 1,430,928 | 28.13 |

(注) 県計には政令市、中核市を含む

5 障がい福祉業務

(1) 特別障害者手当等の支給事務

特別障害者手当等は、在宅の重度障がい者(児)に対する所得保障の一環として、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として支給するものであり、昭和 61 年 4 月から実施されている。

なお、管内の市については福祉事務所を設置しており、市が手当の給付を行っている。当所が給付を行っているのは次のとおりである。

令和 6 年度 特別障害者手当等の支給状況

| 手当名 | 区分 | 受給者数 (名) | | | | | 支給額 (円) |
|---------|----|----------|-----|-----|-----|----|------------|
| | | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 計 | |
| 特別障害者手当 | | 15 | 31 | 26 | 13 | 85 | 29,268,020 |
| 障害児福祉手当 | | 8 | 19 | 20 | 17 | 64 | 11,973,130 |
| 福祉手当 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 140,270 |

(2) 自立支援医療 (育成医療・更生医療) の医療機関指定等事務

郡部に所在する自立支援医療に係る医療機関、医師の指定等に関し、障がい者更生相談所への進達を行っている。(精神通院医療は県庁障がい福祉課へ直接申請)

進達件数 (令和 6 年度)

| | |
|------|-----|
| 医療機関 | 32件 |
| 医師 | 9件 |

(3) 腎臓疾患患者福祉給付金の支給事務

身体障害者手帳の交付を受けている者で、就労等の理由により、夜間 (午後 5 時以降) に人工透析を 1 か月 5 回以上受けている腎臓疾患患者に対し、通院距離・費用に応じて交通費を助成している (月額 2,000 円)。

令和 6 年度 腎臓疾患患者福祉給付金の支給状況

| | 中間市 | | 宗像市 | | 福津市 | | 計 (A) | |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-------|----|
| | 人数 | 月数 | 人数 | 月数 | 人数 | 月数 | 人数 | 月数 |
| 前期 | 0 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 後期 | 0 | 0 | 2 | 8 | 0 | 0 | 2 | 8 |
| 計 | 0 | 0 | 3 | 14 | 0 | 0 | 3 | 14 |

| | 芦屋町 | | 水巻町 | | 岡垣町 | | 遠賀町 | | 計 (B) | | 総計 (A+B) | |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-------|----|-------------|----|
| | 人数 | 月数 | 人数 | 月数 | 人数 | 月数 | 人数 | 月数 | 人数 | 月数 | 人数 | 月数 |
| 前期 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 後期 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 8 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 14 |

(4) スポーツ大会への参加促進

福岡県障がい者スポーツ大会は、令和6年4月29日（月祝）、5月11日（土）、19日（日）に久留米市総合スポーツセンターや博多の森陸上競技場等で実施した。

(5) 市及び町に対する指導・支援

障害者総合支援法に係る自立支援給付支給業務等が適正かつ円滑に行われるよう、市及び町に出向き事務指導を行っている。

実施状況（令和6年度）

令和6年10月16日（水） 宗像市
10月17日（木） 遠賀町
10月18日（金） 岡垣町

(6) 障がい福祉サービス事業所指定等事務

障がい福祉サービス事業所の指定（事前協議、申請書受付、書類審査及び現地調査等）、変更等に係る事務を行っている。

申請件数（令和6年度）

新規指定審査 18件
変更届出審査 568件
変更指定審査 4件
休止届出審査 2件
廃止届出審査 12件
再開届出審査 0件

(7) 障がい福祉サービス事業所指定更新事務

障がい福祉サービス事業所の指定更新事務を6年毎に行っている。

申請件数（令和6年度）

指定更新審査 39件

(8) ふくおか・まごころ駐車場の利用証発行事務

車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者用の駐車場に車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度で、希望する対象者に利用証を交付している。

申請件数（令和6年度）

利用証交付 450件（分庁舎による交付件数）

*本庁舎（総務企画課企画指導係）においても交付事務を行っている。

（利用証交付 344件）

VI 生活保護

1 生活保護業務

生活保護法の規定に基づき次の業務を行っている。

①生活保護の決定及び実施に関する業務

保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を行う。

②被保護者の自立助長のための相談、助言等の援助業務

定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行う。

(1) 管内の概況

遠賀郡は、芦屋・水巻・岡垣・遠賀の四町からなっており、生活保護事務を27名のケースワーカーが担当している。

管内の保護率は、石炭産業の衰退や米軍基地の芦屋町撤退に伴い、昭和44年に12.12%のピークに達したが、その後、産炭地振興の諸施策等が積極的に取り組まれ、その結果年々減少し、昭和57年度は6.92%となった。昭和58、59年度に微増したが、昭和60年度からは、年金制度をはじめとする社会保障制度の充実と生活保護適正化の取組等により保護率は著しい減少を示し、平成12年度には保護率2.34%まで減少した。

その後、バブル崩壊後の景気低迷等により漸増傾向へ転じた後、景気回復により平成20年度前半まで横ばい状況で推移した。平成20年9月のリーマンショックに端を発した不況・雇用不安により増加に転じたが、平成26年以降は減少傾向となっていた。令和元年からは新型コロナウイルス感染症による経済への影響により微増に転じたが、令和3年にはコロナ以前の世帯数より減少し、令和7年3月は被保護世帯数1,758世帯、被保護人員2,325人、保護率2.58%と減少が続いている。なお、管内保護率は、全国保護率(1.62%：令和7年1月)より高く、県内郡部(保護率2.87%・令和7年1月)より低くなっている。

また、世帯類型別では社会の高齢化を受けて「高齢者世帯」が全体の58.9%を占めており、そのうち9割が単身世帯である。

(2) 管内各町の状況 (令和6年度)

| | 人口 (人) | 被保護 世帯 | 被保護 人員 | 保護率 (%) | 申請 件数 | 却下 件数 | 開始 | | 廃止 | |
|-----|-----------|-----------|-----------|------------|----------|----------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 |
| 芦屋町 | 12,854 | 307 | 401 | 3.12 | 32 | 7 | 21 | 32 | 39 | 43 |
| 水巻町 | 27,725 | 836 | 1108 | 3.99 | 92 | 15 | 68 | 96 | 93 | 141 |
| 岡垣町 | 30,883 | 420 | 548 | 1.77 | 68 | 10 | 49 | 68 | 61 | 69 |
| 遠賀町 | 18,575 | 195 | 311 | 1.67 | 27 | 4 | 23 | 27 | 25 | 35 |
| 計 | 90,037 | 1,758 | 2,368 | 2.63 | 219 | 36 | 161 | 213 | 218 | 288 |

①人口は、当該年度の前年10月末の住民基本台帳の数字である。

②被保護世帯数、人員、保護率は、被保護者調査に基づくものであり、数値は年度の平均(四捨五入処理)である。

(3) 管内被保護世帯数及び被保護者数の推移

| 年度 | 人口 (人) | 被保護世帯 数 (平均) | 被保護人 員 (平均) | 保護率 (%) | 申請 件数 | 却下 件数 | 開始 | | 廃止 | |
|----|-----------|--------------------|-------------------|------------|----------|----------|-----|-----|------|-----|
| | | | | | | | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 |
| 2 | 91,278 | 1,913 | 2,623 | 2.87 | 190 | 19 | 143 | 203 | 190 | 237 |
| 3 | 91,389 | 1,878 | 2,525 | 2.76 | 203 | 26 | 148 | 190 | 167 | 219 |
| 4 | 91,089 | 1,852 | 2,471 | 2.71 | 212 | 38 | 157 | 224 | 191 | 227 |
| 5 | 90,737 | 1,841 | 2,459 | 2.71 | 232 | 23 | 185 | 273 | 1941 | 254 |
| 6 | 90,037 | 1,758 | 2,368 | 2.63 | 219 | 36 | 161 | 213 | 218 | 288 |

①各年度の人口は、当該年度の前年10月末現在の住民基本台帳の数字である。

②被保護世帯数、被保護者数、保護率は、年度の平均である。

③申請、却下、開始、廃止の件数は、延べ数である。

(4) 各町別保護率の推移

(単位%)

| 年度 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 遠賀郡計 | 福岡県 |
|----|------|------|------|------|------|------|
| 2 | 3.43 | 4.54 | 1.90 | 1.59 | 2.87 | 2.38 |
| 3 | 3.17 | 4.24 | 1.87 | 1.67 | 2.75 | 2.34 |
| 4 | 3.12 | 4.23 | 1.81 | 1.65 | 2.71 | 2.33 |
| 5 | 3.17 | 4.14 | 1.81 | 1.73 | 2.71 | 2.32 |
| 6 | 3.10 | 3.88 | 1.77 | 1.64 | 2.58 | 2.30 |

(5) 世帯類型別被保護世帯数の推移

| 世帯類型 | 高齢者世帯 | | 母子世帯 | | 障害者世帯 | | 傷病者世帯 | | その他の世帯 | | 合計 | |
|--------|-------|-----------|------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|--------|-----------|-------|-----------|
| | 世帯数 | 割合 (%) | 世帯数 | 割合 (%) | 世帯数 | 割合 (%) | 世帯数 | 割合 (%) | 世帯数 | 割合 (%) | 世帯数 | 割合 (%) |
| 令和3年3月 | 1,076 | 57.0 | 126 | 6.7 | 181 | 9.6 | 198 | 10.5 | 306 | 16.2 | 1,887 | 100 |
| 令和4年3月 | 1,069 | 57.5 | 108 | 5.8 | 172 | 9.2 | 197 | 10.6 | 314 | 16.9 | 1,860 | 100 |
| 令和5年3月 | 1,050 | 57.1 | 113 | 6.1 | 177 | 9.6 | 188 | 10.2 | 299 | 16.3 | 1,838 | 100 |
| 令和6年3月 | 1,063 | 58.7 | 115 | 6.4 | 176 | 9.7 | 176 | 9.7 | 280 | 15.5 | 1,810 | 100 |
| 令和7年3月 | 1,033 | 58.9 | 104 | 5.9 | 166 | 9.4 | 166 | 9.4 | 289 | 16.4 | 1,758 | 100 |

(保護停止中世帯を除く)

(6) 開始・廃止の理由別件数

ア 開始理由

| 開始理由 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯主の傷病 | 27 | 34 | 36 | 20 | 25 |
| 世帯員の傷病 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 働き手の死亡・離別・不在 | 7 | 2 | 12 | 6 | 4 |
| 稼働による収入の減少・喪失 | 29 | 21 | 18 | 27 | 12 |
| 年金・仕送り等の減少・喪失 | 43 | 52 | 52 | 79 | 81 |
| 保護世帯からの分離 | 15 | 11 | 7 | 4 | 11 |
| その他 | 14 | 19 | 18 | 28 | 14 |
| 他管内からの転入 | 6 | 7 | 12 | 19 | 13 |
| 計 | 143 | 148 | 157 | 185 | 161 |

イ 廃止理由

| 廃止理由 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯主の傷病治癒 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 世帯員の傷病治癒 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 死亡・失踪 | 89 | 83 | 105 | 89 | 93 |
| 稼働による収入の増加・取得 | 17 | 19 | 19 | 19 | 27 |
| 年金・仕送り等の増加・取得 | 5 | 10 | 5 | 7 | 6 |
| その他 | 54 | 45 | 42 | 52 | 60 |
| 他管内への転出 | 25 | 10 | 20 | 27 | 32 |
| 計 | 190 | 167 | 191 | 194 | 218 |

VII 環境保全

1 脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築業務

福岡県環境総合ビジョンに基づき、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築を重要な課題と位置付け、地域内の各主体が協働してそれぞれの役割を果たしていくこと、地域活動を担う人材を育成することを目的として、NPO法人や関係行政機関等で組織した宗像・遠賀・粕屋地域環境協議会を設置し、事業を実施している。

○ 宗像・遠賀・粕屋地域環境協議会構成機関

| | |
|--------|--|
| NPO法人等 | 福岡県地球温暖化防止活動推進員、特定非営利活動法人グリーンシティ福岡、特定非営利活動法人循環生活研究所 |
| 管内市町 | 中間市、宗像市、古賀市、福津市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町（環境部門と教育部門） |
| 県の機関 | 福岡農林事務所、八幡農林事務所、福岡県土整備事務所、北九州県土整備事務所、福岡教育事務所、北九州教育事務所、宗像・遠賀保健福祉環境事務所 |

○ 宗像・遠賀・粕屋地域環境協議会の令和6年度の主な活動内容 環境教育事業、市町等が行う事業の支援等を次のとおり実施した。

| 区分 | 実施年月日 | 実施場所 | 実施内容 | |
|-------------------|---------------|------|--------------------|-------------------|
| 共通 | 令和6年6月17日(月) | 宗像市 | 地域環境協議会の開催 | |
| | 令和6年6月17日(月) | | 行政職員・教育職員を対象とした研修会 | |
| | 令和7年3月9日(日) | 宗像市 | 環境保全活動団体の交流会 | |
| 脱炭素社会の構築(地球温暖化防止) | 令和6年10月27日(日) | 水巻町 | 水巻町コスモスまつりで普及啓発 | |
| | 令和6年12月7日(土) | 芦屋町 | 芦屋町人権まつりで普及啓発 | |
| 循環型社会の構築(3Rの推進) | 令和6年11月4日(祝) | 福津市 | ダンボールコンポスト講習会 | |
| | 令和6年11月16日(土) | 岡垣町 | | |
| | 令和6年11月19日(火) | 中間市 | | |
| 自然共生社会の構築(生物多様性) | 令和6年8月20日(火) | 福津市 | 昆虫観察会及び工作教室 | |
| | 令和6年11月30日(土) | | | カスミサンショウウオ調査保全活動会 |
| | 令和6年5月25日(土) | | 手光ビオトープ | 生物多様性セミナー |
| | 令和6年7月27日(土) | | | |
| | 令和6年9月28日(土) | | | |

2 鳥獣保護業務

(1) 傷病野生鳥獣保護

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、傷病野生鳥獣の保護を実施するとともに、愛鳥週間(5月10～16日)の行事として福岡県猟友会協力の下に「実のなる木」の苗木の配布、日本野鳥の会協力の下に探鳥会、愛鳥週間啓発ポスター原画募集を行っている。

○令和6年度傷病鳥獣保護に関する対応件数

| 電話通報件数 | うち保護件数 |
|--------|--------|
| 44件 | 0件 |

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策（野鳥サーベイランス）

野鳥の鳥インフルエンザ感染を早期発見し、感染範囲の状況を把握し、家さんや人への感染予防や感染拡大の防止を図るため、渡り鳥が飛来する9月頃から北に戻る翌5月頃までを重点的に死亡野鳥調査を行っている。

なお、野鳥や家さんの鳥インフルエンザの感染が確認された場合は、発生地周辺での野鳥、特に検査優先種（水鳥など）の生息状況調査を行っている。

○令和6年度死亡野鳥調査件数

| 電話通報件数 | うち現地調査件数 | うちウイルス検査実施件数 |
|--------|----------|--------------|
| 37件 | 3件 | 0件（うち陽性0件） |

○令和6年度生息状況調査件数

| 調査日数 | 延べ調査地点数 |
|------|---------|
| 0日 | 0地点 |

(3) 愛鳥週間啓発ポスター原画募集

令和6年度は、管内の小・中学校7校から33枚の応募があった。

3 自然公園、温泉業務

(1) 自然公園

管内に所在する玄海国定公園及び太宰府県立自然公園における優れた自然の風景地を保護するため、その開発行為について自然公園法及び福岡県立自然公園条例に基づき許可申請や届出の受理、審査、監視指導業務を行っている。

（令和7年3月31日現在）

| 公園名 | 面積 (ha) | 管内自治体 | 指定年月日 |
|-----------|------------|-------------------------|------------|
| 玄海国定公園 | 5,870 | 宗像市、古賀市、福津市、新宮町、久山町、岡垣町 | 昭和31年6月1日 |
| 太宰府県立自然公園 | 16,568 | 宇美町、篠栗町、須恵町、久山町 | 昭和25年5月13日 |

○許可・届出件数

（令和6年度）

| 公園名 | 許可件数 | 届出件数 |
|-----------|------|------|
| 玄海国定公園 | 9 | 0 |
| 太宰府県立自然公園 | 1 | 0 |

(2) 温泉

管内に所在する温泉の適正利用と保護を目的として、温泉法に基づき掘削や公共利用に係る許可申請や届出の受理、審査、監視指導業務を行っている。

○管内自治体別許可状況

(令和7年3月31日現在)

| 自治体 | 源泉数 (未利用を含む) | 利用許可 | |
|-----|-----------------|------|----|
| | | 浴用 | 飲用 |
| 中間市 | 1 | 1 | 0 |
| 宗像市 | 11 | 4 | 0 |
| 古賀市 | 1 | 2 | 0 |
| 福津市 | 2 | 1 | 0 |
| 糟屋郡 | 宇美町 | 0 | 0 |
| | 篠栗町 | 1 | 0 |
| | 志免町 | 0 | 0 |
| | 須恵町 | 1 | 0 |
| | 新宮町 | 2 | 1 |
| | 久山町 | 1 | 1 |
| | 粕屋町 | 0 | 0 |
| 遠賀郡 | 芦屋町 | 0 | 0 |
| | 水巻町 | 2 | 1 |
| | 岡垣町 | 0 | 0 |
| | 遠賀町 | 2 | 2 |
| 合計 | 24 | 14 | 0 |

○令和6年度許可申請件数

| 掘削許可 | 動力許可 | 可燃性天然ガス対策 | | 利用許可 | |
|------|------|-----------|------|------|----|
| | | 採取許可 | 濃度確認 | 浴用 | 飲用 |
| 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |

4 浄化槽業務

浄化槽は、下水道が未整備の地域において、し尿や生活雑排水を浄化処理するものであり、河川等公共用水域の水質の保全を確保し生活環境の保全等を図るため、建築基準法及び浄化槽法に基づき、浄化槽の設置や浄化槽保守点検業の登録に関し、届出等の受理、審査、監視指導業務を行っている。

○令和6年度自治体別浄化槽関係届出件数

| 自治体 | 設置届 | 変更届 | 工事完了届 | 使用開始届 | 廃止届 | |
|-----|-----|-----|-------|-------|-----|----|
| 中間市 | 5 | 1 | 3 | 1 | 17 | |
| 宗像市 | 3 | 5 | 6 | 4 | 7 | |
| 古賀市 | 14 | 8 | 13 | 8 | 7 | |
| 福津市 | 8 | 30 | 25 | 8 | 20 | |
| 糟屋郡 | 宇美町 | 32 | 24 | 22 | 5 | 24 |
| | 篠栗町 | 6 | 5 | 4 | 5 | 1 |
| | 志免町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 須恵町 | 28 | 49 | 25 | 3 | 60 |
| | 新宮町 | 13 | 10 | 12 | 5 | 7 |
| | 久山町 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| | 粕屋町 | 3 | 4 | 1 | 1 | 2 |
| 遠賀郡 | 芦屋町 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 水巻町 | 4 | 5 | 2 | 3 | 28 |
| | 岡垣町 | 7 | 10 | 7 | 7 | 3 |
| | 遠賀町 | 4 | 2 | 4 | 2 | 11 |
| 合計 | 129 | 156 | 127 | 53 | 192 | |

○自治体別浄化槽保守点検業登録数（令和7年3月31日現在）

| 自治体 | | 登録数 |
|-----|-----|-----|
| 中間市 | | 5 |
| 宗像市 | | 6 |
| 古賀市 | | 12 |
| 福津市 | | 6 |
| 糟屋郡 | 宇美町 | 10 |
| | 篠栗町 | 7 |
| | 志免町 | 4 |
| | 須恵町 | 12 |
| | 新宮町 | 18 |
| | 久山町 | 8 |
| | 粕屋町 | 13 |
| 遠賀郡 | 芦屋町 | 1 |
| | 水巻町 | 3 |
| | 岡垣町 | 1 |
| | 遠賀町 | 3 |
| 合計 | | 109 |

5 環境保全対策業務

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「土壌汚染対策法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」並びに「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づき、対象となる事業場の監視指導及び届出の審査、受理等を行っている。

また、公共用水域の水質監視として、水質調査を毎月実施するとともに、管内7海水浴場についても毎年水質調査を行っている。

さらに、光化学オキシダント対策として、緊急時における事業場への排ガス排出抑制の要請をはじめ、健康被害発生状況の把握に努めている。

(1) 公害関係等事業場数 (令和7年3月31日現在)

| 水質関係 特定事業場 | 大気関係 特定事業場 | ダイオキシン法 特定事業場 | PTR法 届出事業所 [※] |
|---------------|---------------|------------------|----------------------------|
| 527 | 243 | 9 | 22 |

※ 電子申請を除く

(2) 公害関係届出数 (令和6年度受付件数)

| | | |
|---------|--------------|----|
| 土壌汚染対策法 | 土壌汚染状況調査結果報告 | 2 |
| | ただし書確認申請 | 3 |
| | 土地利用状況報告 | 14 |
| | 土地の形質変更 | 58 |
| 大気汚染防止法 | 特定粉じん排出等作業 | 12 |

(3) 河川調査の状況と環境基準（BOD）の適合状況 (BOD75%値：mg/l)

| 河川名 | 地点名 | 類型 | 基準値 | 令和5年度 |
|--------|------|----|-----|-------|
| | | | | BOD |
| 矢矧川 | 矢矧橋 | C | 5 | 2.5 |
| 汐入川 | 汐入川橋 | B | 3 | 3.8 |
| 釣川 | 多礼橋 | B | 3 | 2.4 |
| | 砂山橋 | B | 3 | 2.2 |
| 西郷川 | 浜田橋 | B | 3 | 1.7 |
| 大根川上流 | 石ヶ崎橋 | A | 2 | 2.2 |
| | 大根川橋 | A | 2 | 1.1 |
| 大根川下流 | 花鶴橋 | B | 3 | 1.7 |
| 湊川 | 湊橋 | C | 5 | 3.1 |
| 多々良川上流 | 深井橋 | A | 2 | 1.1 |
| | 大隈橋 | A | 2 | 1.3 |
| 須恵川上流 | 酒殿橋 | B | 3 | 5.2 |
| 宇美川上流 | 亀山新橋 | B | 3 | 2.4 |

* BOD：生物化学的酸素要求量

※資料：福岡県公害関係測定結果（令和6年版）

(4) 海水浴場水質調査結果

(令和6年度)

| 海水浴場の名称 | 市町村名 | 遊泳期間前 | | | | | 遊泳期間中 | | | | | 水域名 |
|---------------|------------|--------------|-------|-----------|--------|----------|--------------|-------|-----------|--------|----------|--------------|
| | | ふん便性大腸菌群数(個) | 油膜の有無 | COD(mg/l) | 透明度(m) | 判定 | ふん便性大腸菌群数(個) | 油膜の有無 | COD(mg/l) | 透明度(m) | 判定 | |
| しんぐう 新宮 | 糟屋郡 新宮町 | 10 | 無 | 1.4 | 全透 | 水質 A | 4 | 無 | 1.9 | 全透 | 水質 A | 筑前海 (玄界灘) |
| ふくま 福間 | 福津市 | 不検出 | 無 | 1.4 | 全透 | 水質 AA | 3 | 無 | 1.7 | 全透 | 水質 A | 筑前海 (玄界灘) |
| みやじはま 宮地浜 | 福津市 | 不検出 | 無 | 1.3 | 全透 | 水質 AA | 不検出 | 無 | 1.5 | 全透 | 水質 AA | 筑前海 (玄界灘) |
| つやざき 津屋崎 | 福津市 | 不検出 | 無 | 1.2 | 全透 | 水質 AA | 不検出 | 無 | 1.6 | 全透 | 水質 AA | 筑前海 (玄界灘) |
| しらいしはま 白石浜 | 福津市 | 2 | 無 | 1.4 | 全透 | 水質 A | 不検出 | 無 | 1.3 | 全透 | 水質 AA | 筑前海 (玄界灘) |
| はつ 波津 | 遠賀郡 岡垣町 | 不検出 | 無 | 1.3 | 全透 | 水質 AA | 不検出 | 無 | 1.9 | 全透 | 水質 AA | 筑前海 (響灘) |
| あしや 芦屋 | 遠賀郡 芦屋町 | 不検出 | 無 | 1.5 | 全透 | 水質 AA | 不検出 | 無 | 2.1 | 全透 | 水質 B | 筑前海 (響灘) |

※白石浜海水浴場は、調査を実施しましたが、水浴場は開設されませんでした。

(5) 環境関係苦情相談件数

(令和6年度受付件数)

| 廃棄物 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | その他 |
|-----|------|------|------|----|----|------|----|-----|
| 28 | 8 | 14 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |

6 廃棄物対策業務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、処理業者等への許可に係る指導、審査を行うとともに、廃棄物適正処理推進のため、排出事業者、処理業者等に対する監視・指導を実施している。併せて、管内市町、警察等関係機関で組織する「廃棄物不法処理防止連絡協議会」を開催し、不法投棄防止対策のための協議及び情報交換を行うとともに、「不法投棄撲滅キャンペーン」等の啓発活動の展開、スカイパトロールや建設リサイクル法パトロール等各種パトロールの実施等、監視体制の強化に努めている。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、使用済自動車の引取・解体業者等の登録・許可に係る指導、審査を行うとともに、使用済自動車の適正処理のため引取・解体業者等に対する監視・指導を実施している。

(1) 産業廃棄物処理業等の設置状況 (令和7年3月31日現在)

| 区分 | (特別管理)産業廃棄物処理業 | | | | | |
|------|----------------|---------------|-------|---------------|-------|-----|
| | 収集運搬業 | | 中間処理業 | | 最終処分業 | |
| | 産業廃棄物 | 特別管理 産業廃棄物 | 産業廃棄物 | 特別管理 産業廃棄物 | 安定型 | 管理型 |
| 事業場数 | 1,695 | 172 | 87 | 2 | 1 | 0 |

| 区分 | 有害使用済機器 保管等事業者 | 一般廃棄物処理施設 | PCB保管事業場 |
|------|-------------------|-----------|----------|
| 事業場数 | 1 | 30 | 31 |

(2) 自動車リサイクル法関係登録・許可状況 (令和7年3月31日現在)

| 引取業 登録件数 | フロン類回収業 登録件数 | 解体業 許可件数 | 破碎業 許可件数 |
|-------------|-----------------|-------------|-------------|
| 91 | 47 | 33 | 4 |

VIII 衛生の指標

1 人口の概況

令和7年4月1日現在、管内の総人口は29万2千699人、
また、世帯数は12万7千543世帯である。

(令和7年4月1日現在)

| | 人口 (人) | | | 世帯 (世帯) | 1世帯当 りの人員 | 面積 (km ²) |
|-----|--------------------|--------------------|---------|------------|--------------|--------------------------|
| | 男 | 女 | 総数 | | | |
| 中間市 | 17,970 (47.3%) | 20,060 (52.7%) | 38,030 | 17,242 | 2.21 | 15.96 |
| 宗像市 | 45,910 (47.6%) | 50,637 (52.4%) | 96,547 | 42,995 | 2.25 | 119.94 |
| 福津市 | 32,328 (46.7%) | 36,837 (53.3%) | 69,165 | 28,653 | 2.41 | 52.76 |
| 芦屋町 | 5,966 (48.2%) | 6,412 (51.8%) | 12,378 | 5,292 | 2.34 | 11.58 |
| 水巻町 | 12,930 (46.9%) | 14,637 (53.1%) | 27,567 | 12,788 | 2.16 | 11.01 |
| 岡垣町 | 14,333 (46.8%) | 16,276 (53.2%) | 30,609 | 12,650 | 2.42 | 48.64 |
| 遠賀町 | 8,664 (47.1%) | 9,739 (52.9%) | 18,403 | 7,923 | 2.32 | 22.15 |
| 管内 | 138,101 (47.2%) | 154,598 (52.8%) | 292,699 | 127,543 | 2.29 | 282.04 |

資料：「福岡県人口移動調査」

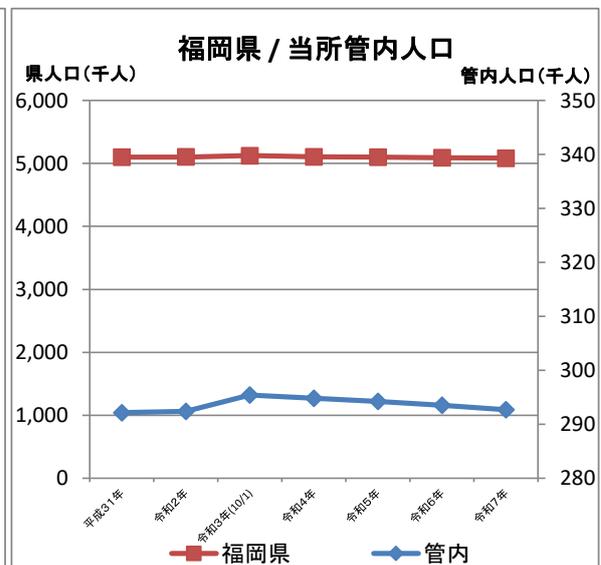
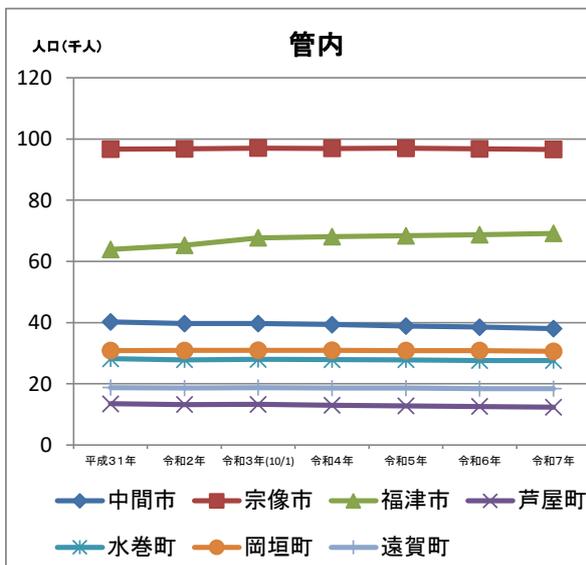
※面積は国土交通省国土地理院「令和7年
全国都道府県市区町村別面積調」による

2 人口の推移

管内の人口は平成9年に29万を超え、以降は下表のとおり推移している。

(毎年4月1日現在)

| | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年(10/1) | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-----|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 中間市 | 40,214 | 39,716 | 39,679 | 39,346 | 38,858 | 38,521 | 38,030 |
| 宗像市 | 96,709 | 96,793 | 97,029 | 96,907 | 96,930 | 96,762 | 96,547 |
| 福津市 | 63,949 | 65,299 | 67,689 | 68,050 | 68,341 | 68,714 | 69,165 |
| 芦屋町 | 13,480 | 13,224 | 13,293 | 12,976 | 12,805 | 12,602 | 12,378 |
| 水巻町 | 28,178 | 27,850 | 27,977 | 27,908 | 27,862 | 27,636 | 27,567 |
| 岡垣町 | 30,856 | 30,900 | 30,961 | 30,986 | 30,865 | 30,859 | 30,609 |
| 遠賀町 | 18,768 | 18,637 | 18,785 | 18,662 | 18,578 | 18,458 | 18,403 |
| 管内 | 292,154 | 292,419 | 295,413 | 294,835 | 294,239 | 293,552 | 292,699 |
| 福岡県 | 5,099,225 | 5,101,947 | 5,123,371 | 5,105,639 | 5,101,340 | 5,091,224 | 5,083,165 |

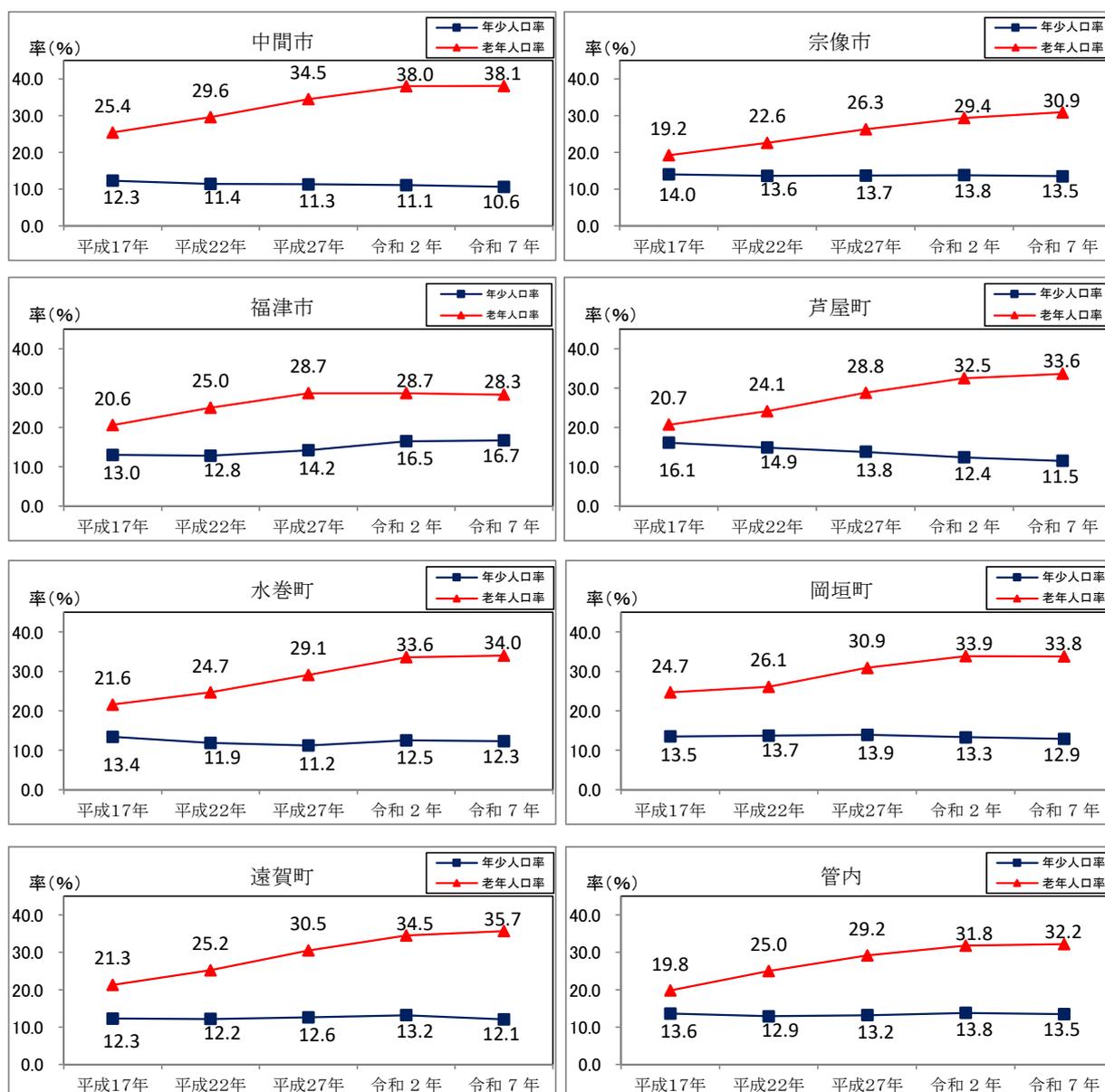


3 高齢化

令和7年4月1日現在、管内の年少人口は3万9千160人、老年人口は9万3千296人となり、福岡県全体と比較すると年少人口率は0.8ポイント、老年人口率は3.5ポイント上回っている。

| | 中間市 | | 宗像市 | | 福津市 | | 芦屋町 | | 水巻町 | | 岡垣町 | | 遠賀町 | | 管内 | | 福岡県 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 年少人口率 | 老年人口率 |
| 平成17年 | 12.3 | 25.4 | 14.0 | 19.2 | 13.0 | 20.6 | 16.1 | 20.7 | 13.4 | 21.6 | 13.5 | 24.7 | 12.3 | 21.3 | 13.6 | 19.8 | 14.1 | 19.4 |
| 平成22年 | 11.4 | 29.6 | 13.6 | 22.6 | 12.8 | 25.0 | 14.9 | 24.1 | 11.9 | 24.7 | 13.7 | 26.1 | 12.2 | 25.2 | 12.9 | 25.0 | 13.8 | 21.4 |
| 平成27年 | 11.3 | 34.5 | 13.7 | 26.3 | 14.2 | 28.7 | 13.8 | 28.8 | 11.2 | 29.1 | 13.9 | 30.9 | 12.6 | 30.5 | 13.2 | 29.2 | 13.5 | 25.4 |
| 令和2年 | 11.1 | 38.0 | 13.8 | 29.4 | 16.5 | 28.7 | 12.4 | 32.5 | 12.5 | 33.6 | 13.3 | 33.9 | 13.2 | 34.5 | 13.8 | 31.8 | 13.1 | 27.7 |
| 令和7年 | 10.6 | 38.1 | 13.5 | 30.9 | 16.7 | 28.3 | 11.5 | 33.6 | 12.3 | 34.0 | 12.9 | 33.8 | 12.1 | 35.7 | 13.5 | 32.2 | 12.7 | 28.7 |

年少人口：0～14歳人口 老年人口：65歳以上人口
資料：福岡県人口移動調査



資料：国勢調査、福岡県人口移動調査

4 人口動態総覧(平成30年～令和4年)

| | 宗像・遠賀保健所管内 | | | | | 福岡県 | | | | |
|----------------------------|------------|--------|-------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
| 出生数 | 2,307 | 2,280 | 2,315 | 2,146 | 2,009 | 42,008 | 39,754 | 38,966 | 37,540 | 35,970 |
| 出生率(人口千対) | 7.9 | 7.8 | 7.9 | 7.3 | 6.9 | 8.3 | 7.9 | 7.7 | 7.4 | 7.1 |
| 死亡数 | 3,393 | 3,327 | 3,295 | 3,466 | 3,888 | 53,309 | 54,099 | 53,273 | 56,410 | 61,302 |
| 死亡率(人口千対) | 11.67 | 11.44 | 11.23 | 11.82 | 13.27 | 10.56 | 10.70 | 10.50 | 11.15 | 12.15 |
| 自然増減数 | -1,086 | -1,047 | -980 | -1,320 | -1,879 | -11,301 | -14,345 | -14,307 | -18,870 | -25,332 |
| 自然増減率(人口千対) | -3.74 | -3.60 | -3.34 | -4.50 | -6.41 | -2.24 | -2.80 | -2.80 | -3.73 | -5.02 |
| 低体重児数 (2500g未満)(再掲) | 212 | 177 | 214 | 202 | 167 | 4,086 | 3,762 | 3,668 | 3,475 | 3,499 |
| 出生数に対する 低体重児の割合(%) | 9.2 | 7.8 | 9.2 | 9.4 | 8.3 | 9.7 | 9.5 | 9.4 | 9.3 | 9.7 |
| 乳児死亡数 (生後1年未満の死亡数)(再掲) | 6 | 6 | 6 | 5 | 2 | 89 | 90 | 71 | 76 | 66 |
| 乳児死亡率(出生千対) | 2.60 | 2.63 | 2.59 | 2.33 | 1.00 | 2.12 | 2.30 | 1.80 | 2.02 | 1.83 |
| 新生児死亡数 (生後28日未満の死亡)(再掲) | 4 | 1 | 2 | 2 | 1 | 49 | 35 | 32 | 39 | 33 |
| 新生児死亡率(出生千対) | 1.73 | 0.44 | 0.86 | 0.93 | 0.50 | 1.17 | 0.90 | 0.80 | 1.04 | 0.92 |
| 周産期死亡数 | 9 | 7 | 6 | 7 | 7 | 148 | 123 | 109 | 140 | 116 |
| 周産期死亡率(出生千対) | 3.89 | 3.07 | 2.59 | 3.25 | 3.47 | 3.51 | 3.10 | 2.80 | 3.72 | 3.22 |
| 死産数 | 62 | 46 | 47 | 46 | 29 | 955 | 911 | 820 | 799 | 736 |
| 死産率(出生千対) | 26.2 | 19.8 | 19.9 | 21.0 | 14.2 | 22.2 | 22.4 | 20.6 | 20.8 | 20.1 |
| 婚姻件数 | 1,173 | 1,263 | 1,090 | 1,084 | 1,069 | 25,265 | 25,777 | 22,745 | 22,009 | 21,840 |
| 婚姻率(人口千対) | 4.04 | 4.34 | 3.71 | 3.70 | 3.65 | 5.00 | 5.10 | 4.50 | 4.35 | 4.33 |
| 離婚件数 | 507 | 551 | 533 | 437 | 480 | 9,624 | 9,777 | 8,955 | 8,564 | 8,444 |
| 離婚率(人口千対) | 1.74 | 1.89 | 18.20 | 1.49 | 1.64 | 1.91 | 1.94 | 1.77 | 1.69 | 1.67 |

資料:福岡県保健統計年報

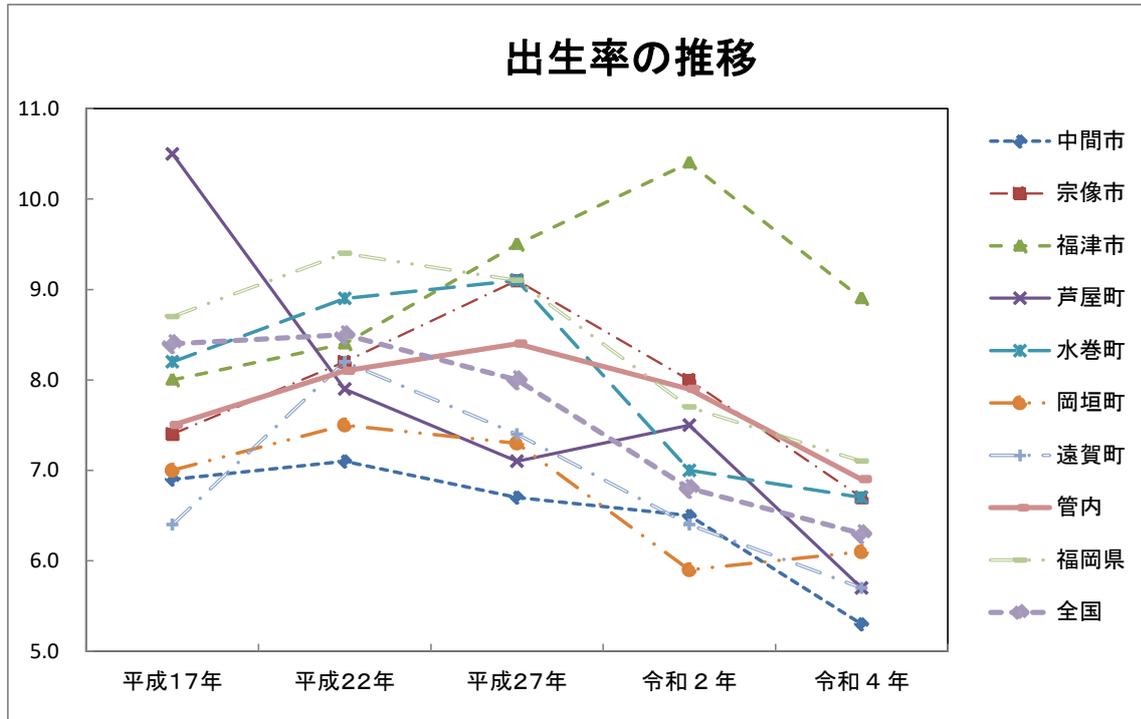
5 出生

令和4年の管内の出生率は6.9、福岡県は7.1、全国は6.3であった。

(1) 出生率（人口千対）

| | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 管内 | 福岡県 | 全国 |
|-------|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成17年 | 6.9 | 7.4 | 8.0 | 10.5 | 8.2 | 7.0 | 6.4 | 7.5 | 8.7 | 8.4 |
| 平成22年 | 7.1 | 8.2 | 8.4 | 7.9 | 8.9 | 7.5 | 8.2 | 8.1 | 9.4 | 8.5 |
| 平成27年 | 6.7 | 9.1 | 9.5 | 7.1 | 9.1 | 7.3 | 7.4 | 8.4 | 9.1 | 8.0 |
| 令和2年 | 6.5 | 8.0 | 10.4 | 7.5 | 7.0 | 5.9 | 6.4 | 7.9 | 7.7 | 6.8 |
| 令和4年 | 5.3 | 6.7 | 8.9 | 5.7 | 6.7 | 6.1 | 5.7 | 6.9 | 7.1 | 6.3 |

資料：福岡県保健統計年報



(2) 出生数（人）

| | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 管内 | 福岡県 | 全国 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|-----------|
| 平成17年 | 320 | 690 | 442 | 170 | 248 | 217 | 122 | 2,209 | 43,421 | 1,062,604 |
| 平成22年 | 314 | 774 | 462 | 120 | 262 | 240 | 156 | 2,328 | 46,818 | 1,071,304 |
| 平成27年 | 280 | 872 | 555 | 101 | 260 | 228 | 138 | 2,434 | 45,235 | 1,005,677 |
| 令和2年 | 262 | 767 | 690 | 101 | 194 | 183 | 118 | 2,315 | 38,966 | 840,835 |
| 令和4年 | 207 | 650 | 602 | 74 | 184 | 187 | 105 | 2,009 | 35,970 | 770,759 |

資料：福岡県保健統計年報

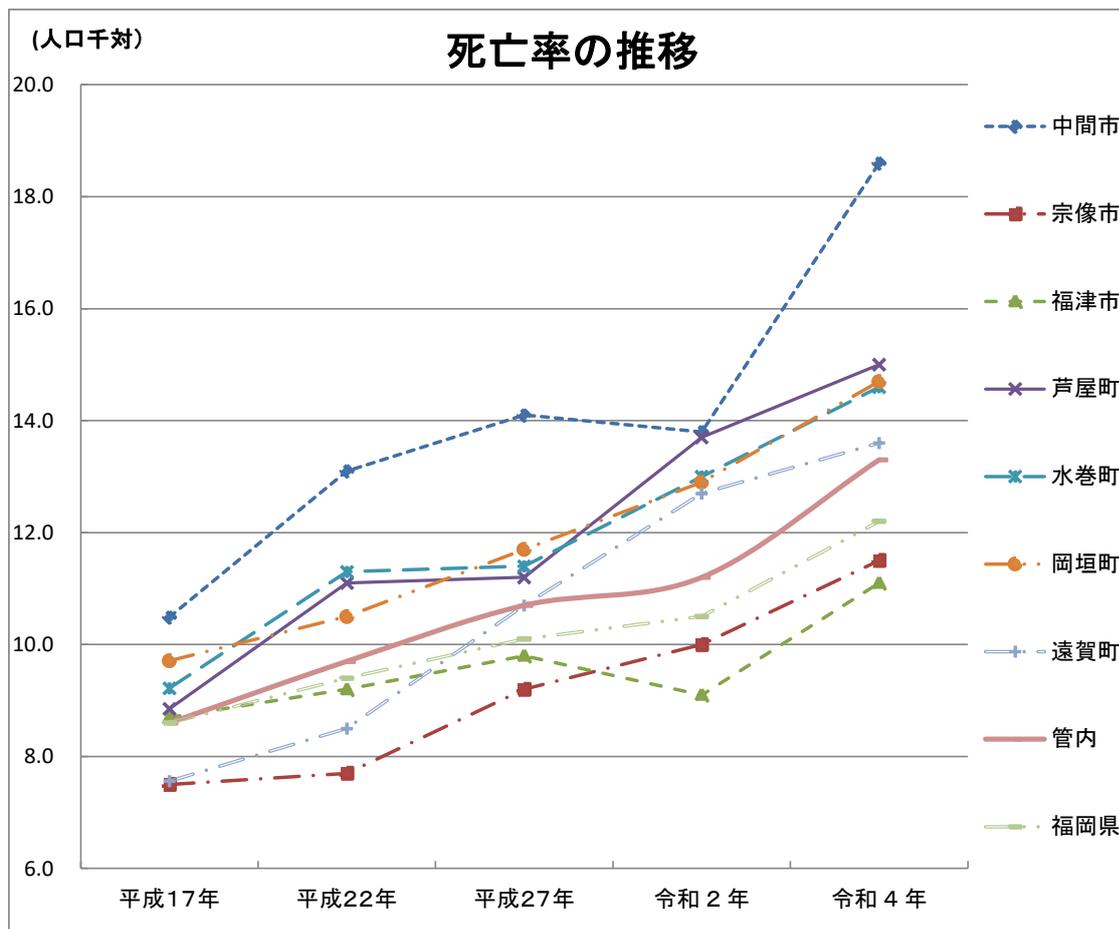
6 死亡

令和4年の管内の死亡率は13.3、福岡県は12.2、全国は12.9であった。

(1) 死亡率（人口千対）

| | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 管内 | 福岡県 | 全国 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平成17年 | 10.5 | 7.5 | 8.7 | 8.9 | 9.2 | 9.7 | 7.6 | 8.6 | 8.6 | 8.6 |
| 平成22年 | 13.1 | 7.7 | 9.2 | 11.1 | 11.3 | 10.5 | 8.5 | 9.7 | 9.4 | 9.5 |
| 平成27年 | 14.1 | 9.2 | 9.8 | 11.2 | 11.4 | 11.7 | 10.7 | 10.7 | 10.1 | 10.3 |
| 令和2年 | 13.8 | 10.0 | 9.1 | 13.7 | 13.0 | 12.9 | 12.7 | 11.2 | 10.5 | 11.1 |
| 令和4年 | 18.6 | 11.5 | 11.1 | 15.0 | 14.6 | 14.7 | 13.6 | 13.3 | 12.2 | 12.9 |

資料：福岡県保健統計年報



(2) 死亡数（人）

| | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 管内 | 福岡県 | 全国 |
|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|-----------|
| 平成17年 | 486 | 703 | 482 | 143 | 279 | 303 | 145 | 2,541 | 42,675 | 1,084,012 |
| 平成22年 | 574 | 729 | 508 | 170 | 332 | 336 | 161 | 2,810 | 46,996 | 1,197,012 |
| 平成27年 | 583 | 878 | 575 | 159 | 328 | 368 | 201 | 3,092 | 50,259 | 1,290,444 |
| 令和2年 | 550 | 962 | 607 | 184 | 359 | 397 | 236 | 3,295 | 53,273 | 1,372,755 |
| 令和4年 | 723 | 1,109 | 757 | 196 | 401 | 451 | 251 | 3,888 | 61,302 | 1,569,050 |

資料：福岡県保健統計年報

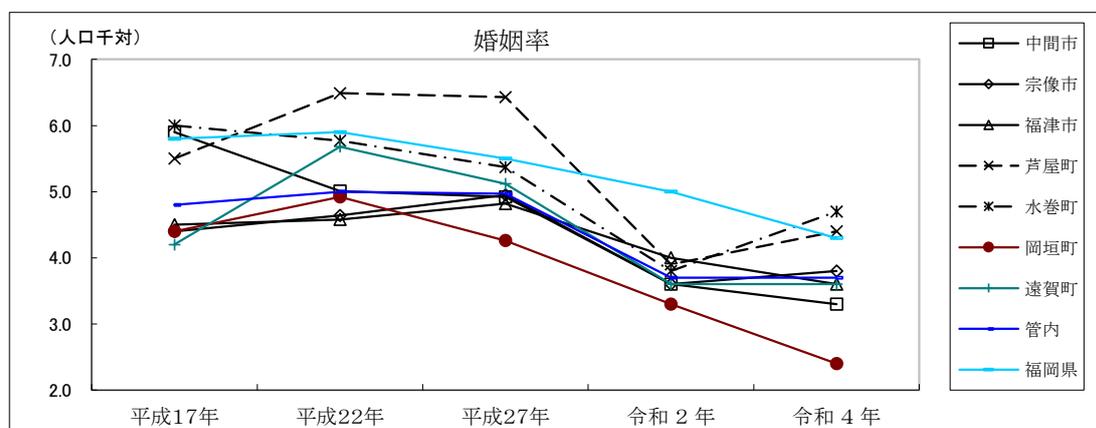
7 婚姻と離婚

(1) 婚姻率（人口千対）

令和4年の管内婚姻件数は1,069件であった。また、管内の婚姻率（人口千対）は3.7、福岡県は4.3、全国は4.1であった。

| | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 管内 | 福岡県 | 全国 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成17年 | 5.9 | 4.4 | 4.5 | 5.5 | 6.0 | 4.4 | 4.2 | 4.8 | 5.8 | 5.7 |
| 平成22年 | 5.0 | 4.6 | 4.6 | 6.5 | 5.8 | 4.9 | 5.7 | 5.0 | 5.9 | 5.5 |
| 平成27年 | 4.9 | 5.0 | 4.8 | 6.4 | 5.4 | 4.3 | 5.1 | 5.0 | 5.5 | 5.1 |
| 令和2年 | 3.6 | 3.6 | 4.0 | 3.9 | 3.8 | 3.3 | 3.6 | 3.7 | 5.0 | 4.7 |
| 令和4年 | 3.3 | 3.8 | 3.6 | 4.4 | 4.7 | 2.4 | 3.6 | 3.7 | 4.3 | 4.1 |

資料：福岡県保健統計年報



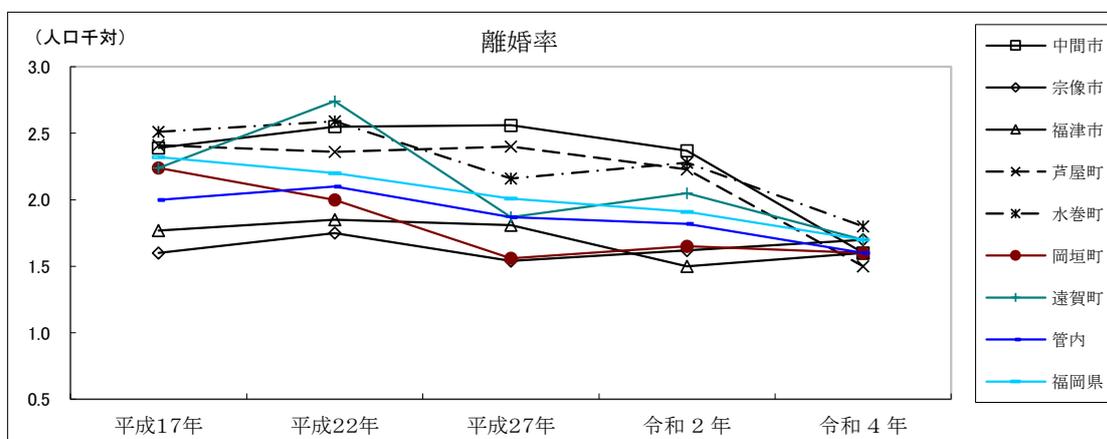
(2) 離婚率（人口千対）

令和4年の管内離婚件数は480件であった。また、管内の離婚率(人口千対)は1.6、福岡県は1.7、全国は1.5であった。

(平成12年の宗像市は旧大島村・旧玄海町を含み、福津市は旧福岡町・旧津屋崎町を含む)

| | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 管内 | 福岡県 | 全国 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成17年 | 2.4 | 1.6 | 1.8 | 2.4 | 2.5 | 2.2 | 2.2 | 2.0 | 2.3 | 2.1 |
| 平成22年 | 2.6 | 1.8 | 1.9 | 2.4 | 2.6 | 2.0 | 2.7 | 2.1 | 2.2 | 2.0 |
| 平成27年 | 2.6 | 1.5 | 1.8 | 2.4 | 2.2 | 1.6 | 1.9 | 1.9 | 2.0 | 1.8 |
| 令和2年 | 2.4 | 1.6 | 1.5 | 2.2 | 2.3 | 1.7 | 2.1 | 1.8 | 1.9 | 1.7 |
| 令和4年 | 1.6 | 1.7 | 1.6 | 1.5 | 1.8 | 1.6 | 1.7 | 1.6 | 1.7 | 1.5 |

資料：福岡県保健統計年報



8 主要死因

福岡県の死亡別順位は、1位悪性新生物、2位心疾患、3位老衰、4位脳血管疾患、5位肺炎である。また管内も同様の傾向である。

| 年 | 管内市町及び県 | 中間市 | 宗像市 | 福津市 | 芦屋町 | 水巻町 | 岡垣町 | 遠賀町 | 福岡県 |
|------|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|---------------------|
| 令和2年 | 死亡総数(人) | 550 | 962 | 607 | 184 | 359 | 397 | 236 | 53,273 |
| | 1位 | 悪性新生物(腫瘍) 176 | 悪性新生物(腫瘍) 266 | 悪性新生物(腫瘍) 178 | 悪性新生物(腫瘍) 63 | 悪性新生物(腫瘍) 115 | 悪性新生物(腫瘍) 108 | 悪性新生物(腫瘍) 67 | 悪性新生物(腫瘍) 15,677 |
| | 2位 | 心疾患*1 69 | 心疾患*1 109 | 心疾患*1 86 | 心疾患*1 24 | 心疾患*1 45 | 心疾患*1 53 | 心疾患*1 29 | 心疾患*1 6,458 |
| | 3位 | 肺炎 37 | 脳血管疾患 78 | 老衰 53 | 老衰 13 | 肺炎 37 | 老衰 39 | 肺炎 28 | 老衰 3,602 |
| | 4位 | 脳血管疾患 32 | 老衰 70 | 肺炎 39 | 肺炎 12 | 脳血管疾患 17 | 肺炎 37 | 老衰 11 | 脳血管疾患 3,576 |
| | 5位 | 老衰 26 | 肺炎 60 | 脳血管疾患 38 | 脳血管疾患 11 | 老衰 22 | 脳血管疾患 20 | 脳血管疾患不慮の事故 8 | 肺炎 3,292 |
| 令和3年 | 死亡総数(人) | 617 | 1,020 | 664 | 185 | 392 | 382 | 206 | 56,410 |
| | 1位 | 悪性新生物(腫瘍) 141 | 悪性新生物(腫瘍) 288 | 悪性新生物(腫瘍) 204 | 悪性新生物(腫瘍) 52 | 悪性新生物(腫瘍) 102 | 悪性新生物(腫瘍) 110 | 悪性新生物(腫瘍) 69 | 悪性新生物(腫瘍) 15,860 |
| | 2位 | 心疾患*1 78 | 心疾患*1 115 | 心疾患*1 61 | 心疾患*1 33 | 心疾患*1 47 | 心疾患*1 60 | 心疾患*1 23 | 心疾患*1 6,928 |
| | 3位 | 老衰 49 | 脳血管疾患 91 | 老衰 56 | 脳血管疾患 11 | 脳血管疾患 32 | 老衰 39 | 肺炎 21 | 老衰 4,246 |
| | 4位 | 肺炎 46 | 老衰 71 | 肺炎 41 | 肺炎、老衰 10 | 肺炎 24 | 肺炎 29 | 老衰 9 | 脳血管疾患 3,696 |
| | 5位 | 脳血管疾患 39 | 肺炎 62 | 脳血管疾患 34 | | 老衰 16 | 脳血管疾患 21 | 脳血管疾患不慮の事故 7 | 肺炎 3,055 |
| 令和4年 | 死亡総数(人) | 723 | 1,109 | 757 | 196 | 401 | 451 | 251 | 61,302 |
| | 1位 | 悪性新生物(腫瘍) 169 | 悪性新生物(腫瘍) 286 | 悪性新生物(腫瘍) 202 | 悪性新生物(腫瘍) 63 | 悪性新生物(腫瘍) 102 | 悪性新生物(腫瘍) 119 | 悪性新生物(腫瘍) 64 | 悪性新生物(腫瘍) 16,150 |
| | 2位 | 心疾患*1 96 | 心疾患*1 135 | 心疾患*1、肺炎 65 | 心疾患*1 23 | 心疾患*1 49 | 老衰 62 | 心疾患*1 33 | 心疾患*1 7,270 |
| | 3位 | 老衰 66 | 老衰 109 | | 老衰 13 | 肺炎 33 | 心疾患*1 58 | 脳血管疾患 19 | 老衰 5,086 |
| | 4位 | 肺炎 49 | 肺炎 58 | 老衰 60 | 肺炎 10 | 老衰 28 | 肺炎 34 | 肺炎 18 | 脳血管疾患 3,748 |
| | 5位 | 脳血管疾患 40 | 脳血管疾患 52 | 脳血管疾患 32 | 脳血管疾患 9 | 脳血管疾患 16 | 脳血管疾患 25 | 老衰 16 | 肺炎 3,150 |

*1；高血圧性を除く
資料：福岡県保健統計年報

.....
令和7年度業務概要
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
発行:令和7年6月
.....

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

ホームページ

[<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/4403305/>]

本庁舎 〒811-3436 宗像市東郷 1-2-1
TEL 0940-36-2045 (編集・発行 総務企画課)
FAX 0940-36-2592

分庁舎 〒807-0046 遠賀郡水巻町吉田西 2-17-7
TEL 093-201-4162 (代表)
FAX 093-201-7417

| 福岡県行政資料 | |
|---------|---------|
| 分類番号 | 所属コード |
| GA | 4403135 |
| 登録年度 | 登録番号 |
| 7 | 0001 |